

# 実証事業事例集

事例No.1 まちづくり(ヘルスケア)分野とスポーツ・観光分野の情報信託機能に基づくパーソナルデータ利活用  
(代表事業者:一般社団法人おもてなしICT協議会)

事例No.2 個人のIoTデータ等を活用したライフサポート事業  
(代表事業者:株式会社日立製作所)

事例No.3 情報信託機能を活用した「次世代型トラベルエージェントサービス」  
(代表事業者:株式会社JTB)

事例No.4. 地域型情報銀行  
(代表事業者:中部電力株式会社)

事例No.5. 情報信託機能を用いた個人起点での医療データ利活用実証事業  
(代表事業者:株式会社三井住友銀行)

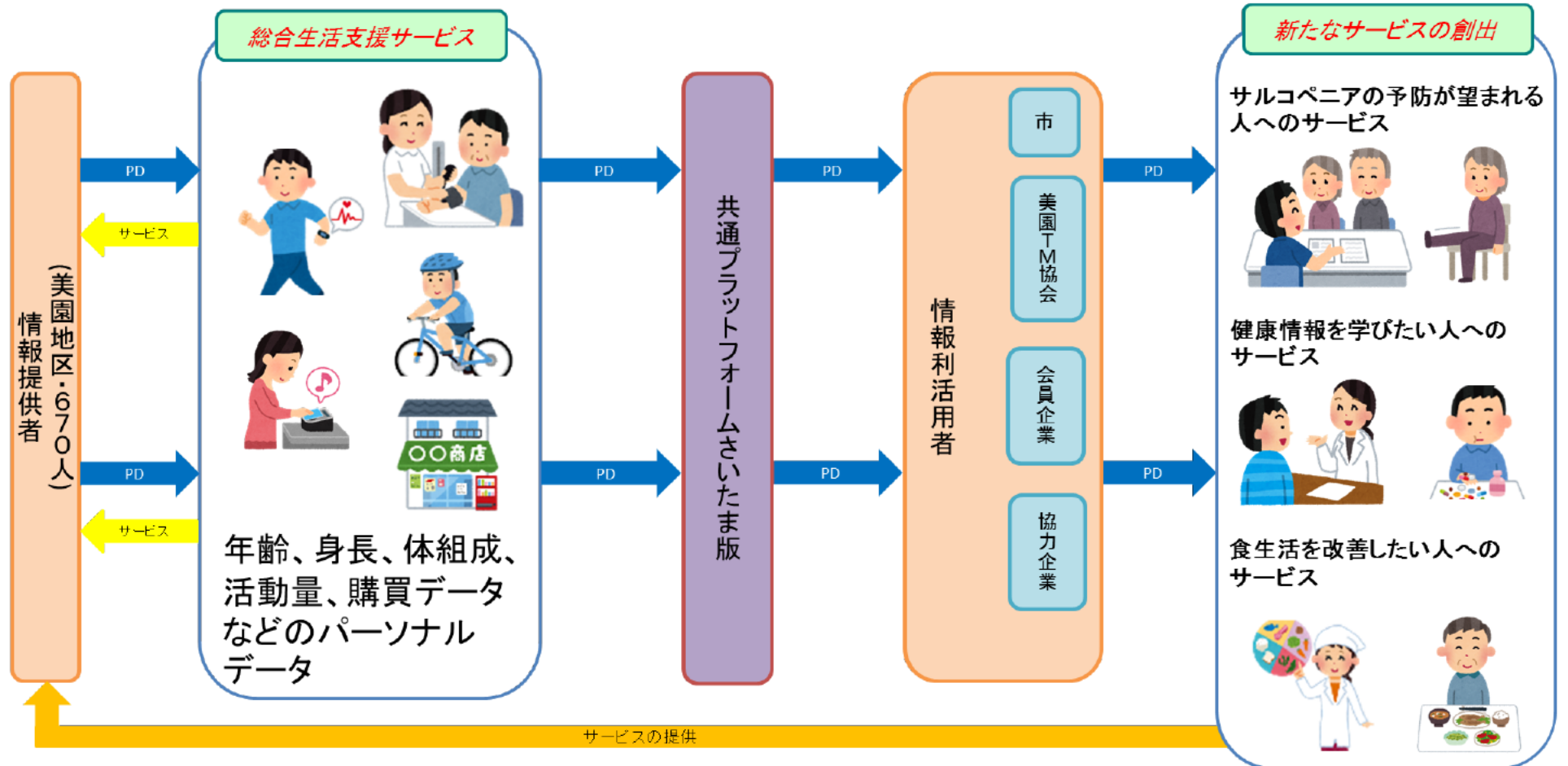
# 一般社団法人おもてなしICT協議会

## まちづくり(ヘルスケア)分野とスポーツ・観光分野の情報信託機能に基づく パーソナルデータ利活用【地域・ヘルスケア・観光】

### 1. 事業の全体像

提案者	(一社)おもてなしICT協議会、広島県、(高松市、さいたま市、会津若松市、沖縄県)、慶應義塾大学、日本アーバンスポーツ支援協議会
対象分野	地域、ヘルスケア、観光
実施地域	A. 埼玉県さいたま市(美園まちづくり)、B. 広島県
事業概要	<p>A. まちづくり(ヘルスケア)分野</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ まちづくりのコミュニティへの参加者(600名超)から生活に係わる情報や行動データ、購買データを収集して、OneToOneによるパーソナルデータ利活用モデルを構築する。</li> <li>➤ 具体的には、身体に係わるデータ(属性データと体組成データ、目標数値)を収集して、行動データ(歩数・活動量・消費カロリー)、購買データを取得するとともに、情報を提供する個人に対し、個人ごとの健康ソリューションを提供する。また、属性、行動、体組成データと購買データ、位置情報を組み合わせることで、本人が気づかない食生活・運動量や志向を把握して、日常の健康生活を提案する。利活用事業者は、OneToOneの提案による売上拡大と事業モデルを検証する。</li> </ul> <p>B. スポーツ・観光分野</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 情報仲介機能の手順(利用契約により第三者提供/利用目的明示)でパーソナルデータを取得したFISE広島世界大会における登録者データを利活用して、ファンクラブ化によるファンサービスの提供と新しいスポーツスポンサーモデルの構築を行う。</li> <li>➤ 具体的には、個人情報取得した登録者に対してデータオーナー及びスポンサーからのスポーツや観光に係わるイベント案内や優待クーポンなどをEメールで伝達して、ファンクラブの組織化を図る。また、スポーツイベントのスポンサーメリットとして、パーソナルデータ利活用が新たなスポンサー獲得となることを検証する。</li> </ul>

## 【全体概要図】



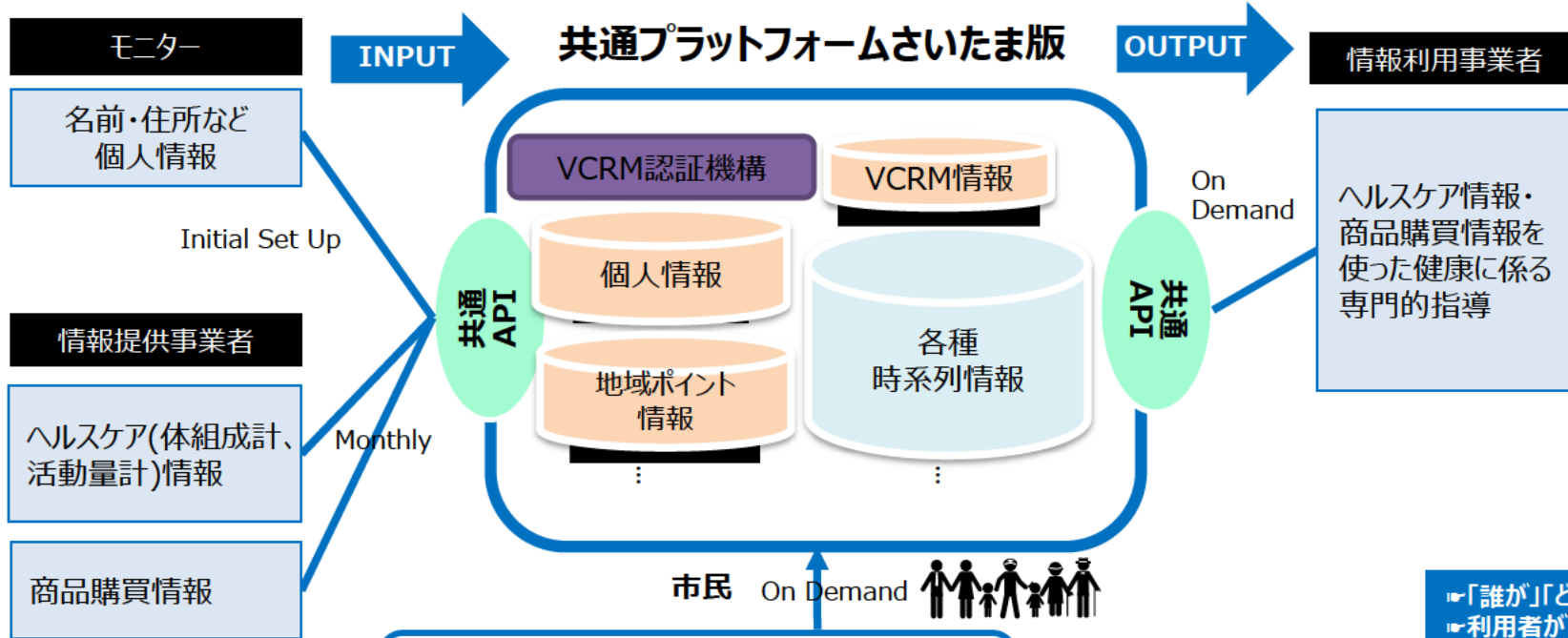
- (1) 情報信託機能のモデル事業構造の検証のために認定スキームの在り方に関する検討会での答申案に対応できる構造を用意する。「制度委員会」を設置して、セキュリティ基準、ガバナンス体制、契約、運用ルールなど検討する。
- (2) パーソナルデータベースに「個人によるコントローラビリティ」としての「個人がどのサービスを選ぶか」と「個人がどのサービス事業者にデータが渡されているかを確認できる」の仕組みで運用管理する。

## 2. 実施体制・役割分担

分類	担い手と役割
個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 実証モニターは、さいたま市内に在住または在勤しており、健康及び購買データの提供が可能である670名</li> <li>✓ 実証モニターは、健康(体組成、血圧、活動量)及び購買のデータを情報提供元になる事業者提供</li> </ul>
情報銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 一般社団法人美園タウンマネジメント               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 実証モニターが共通プラットフォームさいたま版の利用申し込みを紙面に署名することで、情報信託機能事業者は情報の信託を受け取り、情報提供元となる事業者より健康及び購買データを取得を行う。</li> <li>- 実証モニターからの信託に基づき、提供先第三者へ情報の提供を行う。</li> <li>- 実証モニターからの申し出又は操作に基づき、個人情報の取得元及び提供先の変更及び停止。</li> </ul> </li> </ul>
情報提供元	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 一般社団法人美園タウンマネジメント               <ul style="list-style-type: none"> <li>実証モニターより取得した性別、年齢等の属性情報を提供する。</li> </ul> </li> <li>✓ イオンリテール株式会社               <ul style="list-style-type: none"> <li>情報信託機能事業者に、実証モニターが所持するWAON番号に紐づく購買データを提供する。</li> </ul> </li> <li>✓ 株式会社タニタヘルスリンク               <ul style="list-style-type: none"> <li>情報信託機能事業者に、実証モニターが所持する活動量計シリアルナンバーに紐づく健康データ(体組成、血圧、活動量)を提供する。</li> </ul> </li> </ul>
提供先第三者	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 一般社団法人美園タウンマネジメント               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 情報信託機能事業者から健康データと購買データを受け取り、実証モニターの特定傾向を示した群に対して健康プログラムの案内を送付。</li> <li>- 健康プログラム実施後に取得したアンケート結果を分析。</li> </ul> </li> <li>✓ イオンリテール株式会社               <ul style="list-style-type: none"> <li>情報信託機能事業者から健康データを受け取り、健康プログラムにて受講者に対して食生活の改善に関するアプローチを実施し、その結果として購買データにどのような変容をもたらしたか分析を行う。</li> </ul> </li> <li>✓ 株式会社タニタヘルスリンク               <ul style="list-style-type: none"> <li>情報信託機能事業者から購買データを受け取り、健康プログラム受講者に対して、栄養士による栄養指導に関するアプローチを実施し、その結果として、健康データにどのような変容がもたらされたか分析を行う。</li> </ul> </li> <li>✓ ウエルシア薬局株式会社               <ul style="list-style-type: none"> <li>情報信託機能事業者から健康データを受け取り、健康プログラム受講者に対して、薬剤師による健康情報に関するアプローチを実施し、その結果として購買データにどのような変容がもたらされたか分析を行う。</li> </ul> </li> </ul>

### 3. データの流通・受け渡し方法及びセキュリティ体制

【データの流通に関する概要図】



- ・提供サービスの選択
- ・サービス提供者への情報提供の可否の選択

◆利用画面イメージ

参加中サービス一覧			
サービス名	サービス提供者	サービス概要	
健康アドバイス	TANITA 株式会社 タニタ	購買履歴と体組成計データをもとに健康アドバイスを行います。	停止
食品購入アドバイス	AEON 株式会社 イオン	購買履歴と体組成計データをもとに食品購入に関するアドバイスを行います。	停止
提供中の個人情報一覧			
サービス名	サービス提供者	サービス概要	
タニタ歩数計・体組成計データ	TANITA 株式会社 タニタ	歩数計と体組成計のデータを提供します。	停止
イオン購買データ	AEON 株式会社 イオン	イオン浦和英園店での購買データを提供します。	停止

「誰が」「どんな」情報を活用しているか  
 「利用者が」「どんな」情報を預けているかを  
 わかりやすく知る・設定する操作が容易  
 なユーザーインターフェイスを提供

VCRM: Vender and Consumer Relationship Management  
 ※ベンダ(事業社)・コンシューマ(利用者)の双方から情報の権限管理を行う機構

## 4. ビジネスモデル(将来イメージ)

### ビジネスモデルの特徴

▶ ビジネスモデルとして、情報利活用に係る短期的な利益のみならず、まちづくりの視点による長期的、かつ事業者だけでなく市民も自治体もメリットがあるところが特徴。

### 【ビジネスモデル(イメージ)】

**「ミノノ・データ・ミライ」プロジェクト**  
～パーソナルデータ活用事業～  
**健康プログラム一覧**

プログラム一覧を閲覧いただき、同封の「モニター参加申込書」にご希望の参加プログラム番号の参加日にチェックを入れ、返信用封筒でご返願ください。

同封の「ミノノ・データ・ミライ」の希望されるプログラム番号

- 2018年12月1日(土) 高尾楽園(自) 2018年12月2日(日)
- 2018年11月21日(水)
- 2018年12月17日(月)
- 2019年2月1日(金)

一般社団法人美園タウンマネジメント  
協力 さいたま市

### 事業者(企業)・自治体等

支援

健康プログラムの実施およびインセンティブ付与  
→・インセンティブによる購買の活性化  
・健康への動機付けによる健康意識の変容、さらには医療費の削減、健康寿命の延伸へ  
・健康づくり都市イメージ形成による都市のブランディング

参加



## 5. ビジネスモデルの実装に向けた課題と対応策

## (1) 情報信託機能を導入する者に必要な要件に関する課題と対応策

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報セキュリティレベルを担保するために、ISMS、Pマークの内容をどこまで確認・検証するか。また、個人情報保護ガイドライン(安全管理措置)への対応をどのように評価できるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 情報セキュリティを評価するためのプロセス(案)として、以下を検討している。               <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 認証取得の確認(認証取得範囲、対象、責任者等が実際に情報銀行業務を行う事業組織に対して適切であるかを確認)</li> <li>2. 個人情報保護ガイドライン(安全管理措置)対応への評価</li> <li>3. 「情報信託機能の認定に係る指針」対応状況評価</li> <li>4. わかりやすいリスク開示</li> </ol> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● プライバシー保護(コントローラビリティ含む)の評価方法は何か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 1. 認証取得の確認、2. 個人情報保護ガイドライン対応への評価、3. 「情報信託機能の認定に係る指針」対応状況評価(「個人のコントローラビリティ確保の機能」)、4. わかりやすい説明ポリシー表示</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 技術的な側面での課題について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ VCRMにコントローラビリティ対応実施(「3. データの流通・受け渡し方法及びセキュリティ体制」参照)。安全便利な情報活用に向けた取り組み。</li> </ul>

## (2) 情報信託機能を含むビジネスモデルに関する課題と対応策

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● マネタイズについて、モニター参加者の健康意識変容、医療費の削減効果や健康寿命の延伸、都市のブランディング等、容易には費用換算することが難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ モニター参加者の健康意識変容についてはアンケートで状況を把握。しかしながら、実証期間が限られていたことから医療費の削減効果や健康寿命の延伸、都市のブランディングについては把握が困難。期間をより長くし、検証を行いたい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報格差を小さくするために地域として取り組むためには、地域中小企業の参加が不可欠であるが、個々の企業のICT活用度の向上による情報のより有効的な利活用が不可欠。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 今回は地域中小企業の参加は無かったが、地域エコシステムの中核でもある地域金融機関との連携を図ることで、より地域に根差した課題解決によるマネタイズを図りたい。</li> </ul>

## (3) 関係者とのルール形成に関する課題と対応策

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
● 運用の流れを文書で明確化する	✓ 「情報信託事業の運用設計」を文書化
● 関係者間契約関係の明確化	✓ 関係者(情報信託機能、情報提供事業者、情報利活用事業者)間は、各種の契約で統制する。「利用規約(データ提供事業者向け)」「利用規約(データ利用事業者向け)」「利用規約・申込書(モニター向け)」を作成運用。

## (4) 消費者との契約に関する課題と対応策

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
● モニター募集で趣旨の説明	✓ 自治体であるさいたま市参加による安心感の伝達
● 利用規約の工夫	✓ 「モニター募集案内」を作成し説明
● IT利用できない市民の対応	✓ ショッピングモールに専用窓口設置、受付電話、レポート郵送対応(コールセンター設置)

## (5) その他の課題と対応策(テーマ固有の課題を含む)

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
● ヘルスケア分野では、AI等を活用したとしても一般的な生活習慣改善アドバイス程度までしかできない。	✓ 一人ひとりにパーソナライズされ、効果が期待できる食事の改善や医薬品の利用等の専門的指導を行えるのは、医師、薬剤師、管理栄養士等、専門資格保持者となるため、連携して取り組んだ。
● より効果が期待できる処方を実施するには、健康診断の結果等の要配慮個人情報を取り扱う必要がある。	✓ 「情報信託機能の認定に係る指針ver.1.0」では要配慮個人情報は対象外としており、今後の指針の改定に盛り込まれることを期待している。



## 【全体概要図】

- ✓ スポンサーがパーソナルデータを利活用できるパーミッションを取得して、登録者のメールアドレスを取得している。
- ✓ このお客さまを対象に、ソフトバンク/JAL社のスポンサーオファーを提供して、スポンサー効果の創出を図る。

## ◆キャンペーン概要

CP名称	FISE広島登録者限定 観光アプリ「Japan2Go!」ダウンロードキャンペーン
概要	情報仲介機能の手順でパーソナルデータを取得したFISE2018。 広島世界大会における登録者データを活用してファンクラブ化に向けたファンサービスの提供と新しいスポーツスポンサーモデルの構築を目的とした実証事業の一環として取り組む。FISE広島の登録ユーザに対しオファーメールを配信。オファー内容は「Japan2Go!」をダウンロード頂くと、抽選でJALの旅行券があたるキャンペーン。
期間	2019年2月4日(月)～2月13日(水)
対象	第1回 FISE広島 登録ユーザ
景品	JALパック旅行券5千円分×300名様
当選人数	300名
参加資格	1人1回まで、J2Go既存ユーザーは参加不可

## ◆キャンペーン登録手順

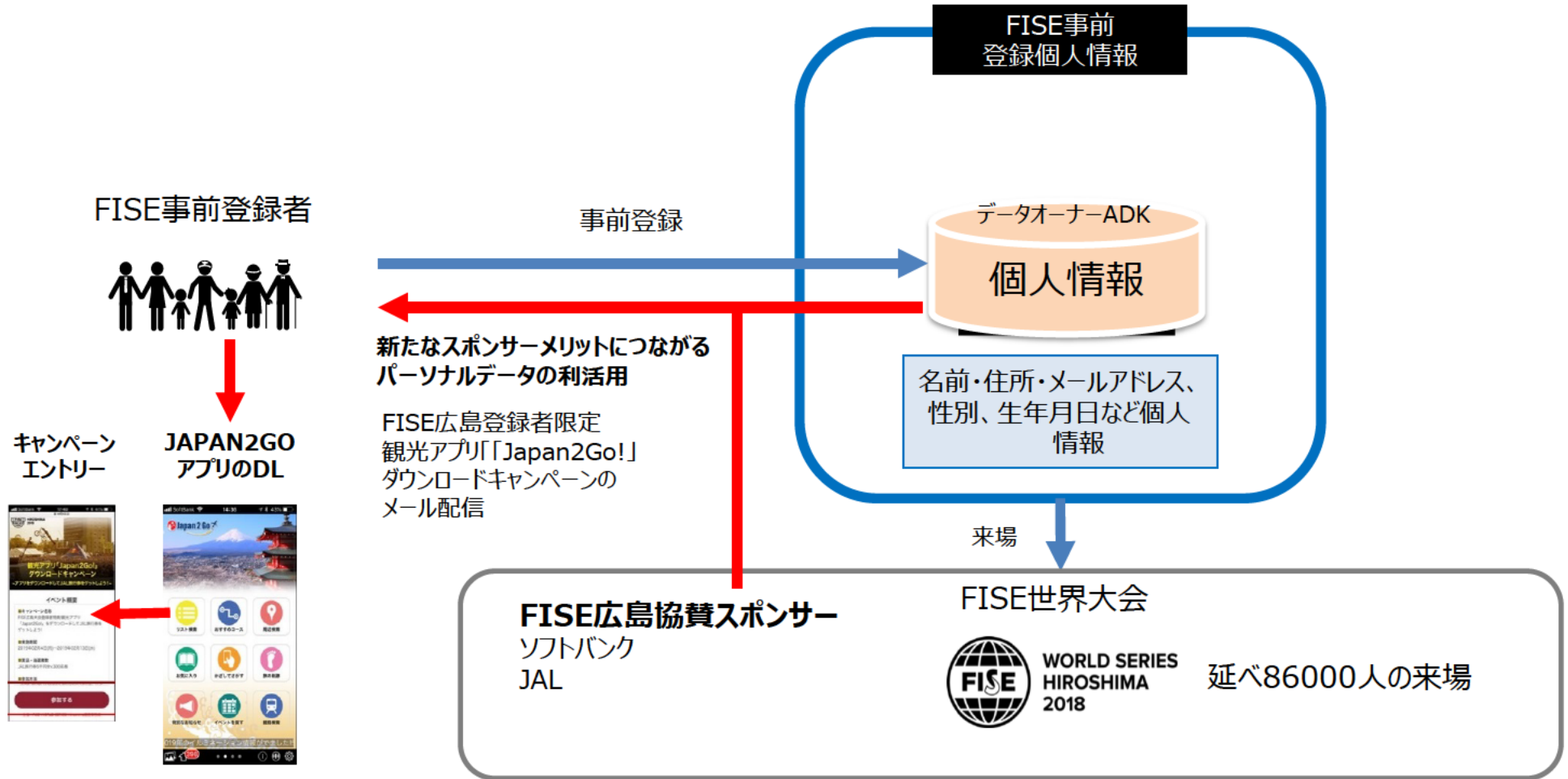
FISE広島2018  
登録者へメール配信キャンペーン  
ランディングページJAPAN2GO  
アプリのDLキャンペーン  
エントリー

## 2. 実施体制・役割分担

分類	担い手と役割
個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 実証モニターは、情報仲介機能の手順(利用契約により第三者提供/利用目的明示)でパーソナルデータを取得したFISE広島2018における登録者。</li> <li>✓ 実証モニターは、FISE広島登録者限定観光アプリ「Japan2Go!」ダウンロードキャンペーンに参加する。</li> </ul>
情報銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 株式会社アサツーディ・ケイ データオーナーとしてFISE広島世界大会における登録者データを管理。</li> </ul>
情報提供元	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ なし</li> </ul>
提供先第三者	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ FISE広島2018スポンサー： ソフトバンク社、日本航空社(スポンサーメリットとしてパーソナルデータ利活用できるパーミッションを取得) スポンサーオファーを提供(観光に係わるイベント案内や優待クーポン等)。</li> </ul>

## 3. データの流通・受け渡し方法及びセキュリティ体制

## 【データの流通に関する概要図】



## 4. ビジネスモデル(将来イメージ)

### ビジネスモデルの特徴

- 2018年来場者のファンクラブ化により、イベント開催時だけでなく、年間を通じた接点開発による情報発信力を高める取組へとつなげていく。
- 中期的には、アスリートを育成できる施策も検討し、アーバンスポーツの日本における地位の確立を図っていく。
- これらの取組により、スポンサーシップの新たな価値創造、スポーツイベントの収益事業化、産業化の先進的事例の構築を目指す。
- 一過性のイベントではなく、地域社会との連携、一体感を醸成して、スポーツの成長産業化に向けたインフラ(競技施設や育成組織など)の整備にも取り組むことを目指し、「スポーツ」×「観光」×「ICT」により、広島に取り組む「スマートシティプラットフォーム」との連携を目指す。

### 【ビジネスモデル(イメージ)】

#### ビジネスモデルに関する今後の検討事項

##### ◇新たなスポンサーメリットの創出とアーバンスポーツの活性化とのバランス。

⇒単なるスポンサーのマーケティング情報を送るだけではなく、アーバンスポーツの振興や活性化につながるような施策との連動の必要性がある。

##### ◇メール送信のみで一方通行なコミュニケーション

⇒双方向になりえる新たなプラットフォームの開発(スマホアプリ)

##### ◇画一的ではない、お客様の関心や興味に合わせた展開

⇒デジタルマーケティングとして、お客様の興味や関心の深さを可視化し、状況に合わせた適切なプロモーション施策を実行できるようにしたい。

##### ◇ユーザーデータに加えて、ユーザー行動データ取得の仕組み

⇒FISE会場外でのスポンサー主催、自治体主催等の様々なイベント、アクティビティによって、行動データを取得できるようにしたい。

##### ◇マネタイズのためのマーケットプレイス創出

⇒スポーツ投げ銭により選手を応援・ファンと選手がより身近になる新サービスを導入予定。選手や競技団体に還元する仕組みを構築。

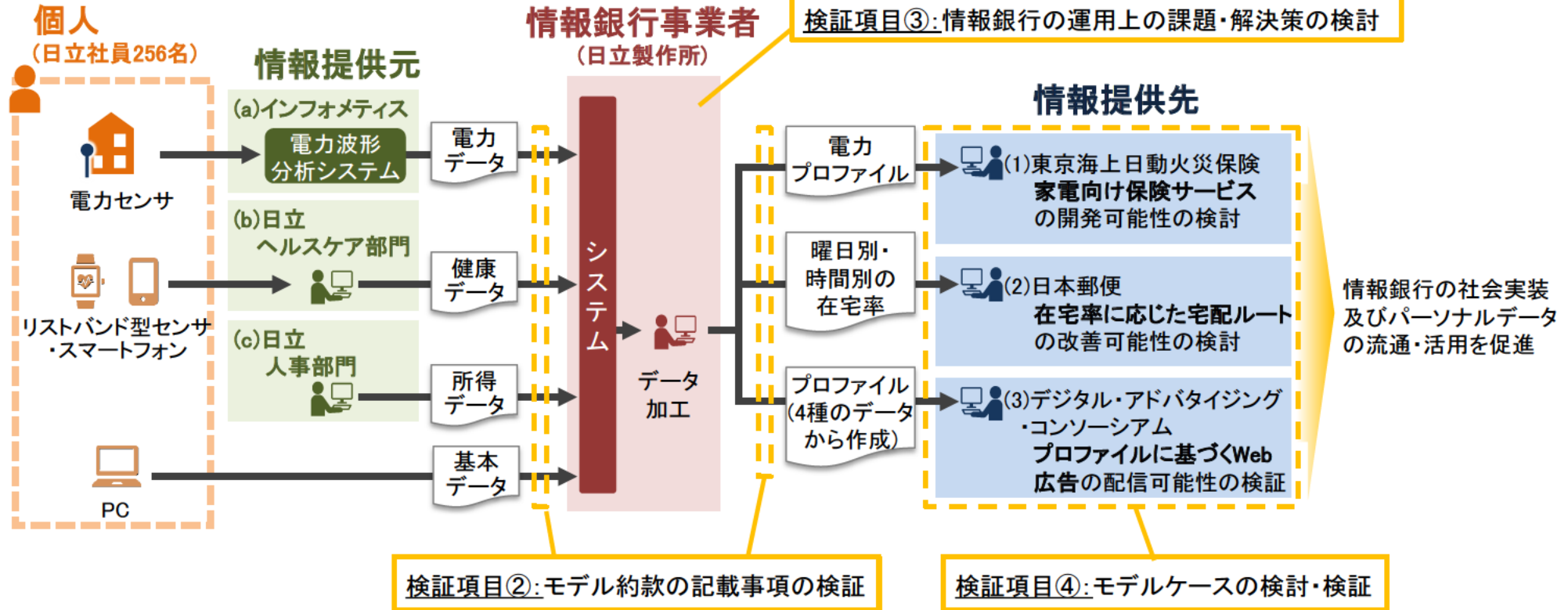
## 株式会社日立製作所

## 個人のIoTデータ等を活用したライフサポート事業【情報信託機能（IoT分野）】

## 1. 事業の全体像

提案者	情報銀行事業者： <u>(株)日立製作所</u> 、(株)日立コンサルティング 情報提供元： インフォメティス(株) 情報提供先： 東京海上日動火災保険(株)、日本郵便(株)、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)
対象分野	「①情報信託機能を活用した事業」「f. IoT」分野
実施地域	東京都近郊
事業概要	<p>➢ 日立製作所の社員256名を対象に、各家庭に設置する電力センサから得られる「電力データ」、個人が装着するリストバンド型センサから得られる「健康データ」、日立製作所が保有する「所得データ」、個人本人が入力する「基本データ」を活用し、以下のモデルケースの検討・検証を行う。</p> <p>(1) 個人の電力データに基づく、保有家電向け保険サービスの開発可能性</p> <p>(2) 個人の在宅率データに基づく、再配達削減につながる宅配ルート改善の可能性</p> <p>(3) 個人のプロフィールデータに基づく、個人の関心に合ったWeb広告の配信可能性</p> <p>➢ 併せて、情報銀行の「認定基準」の改善案、「モデル約款」記載事項の改善案について、文献・ヒアリング調査、検討を行う。</p> <p>➢ 更に、情報銀行を実際に運用する際の想定業務を整理し、課題を抽出した上で、解決策の検討を行う。</p>

## 【全体概要図】



## 【データ詳細】

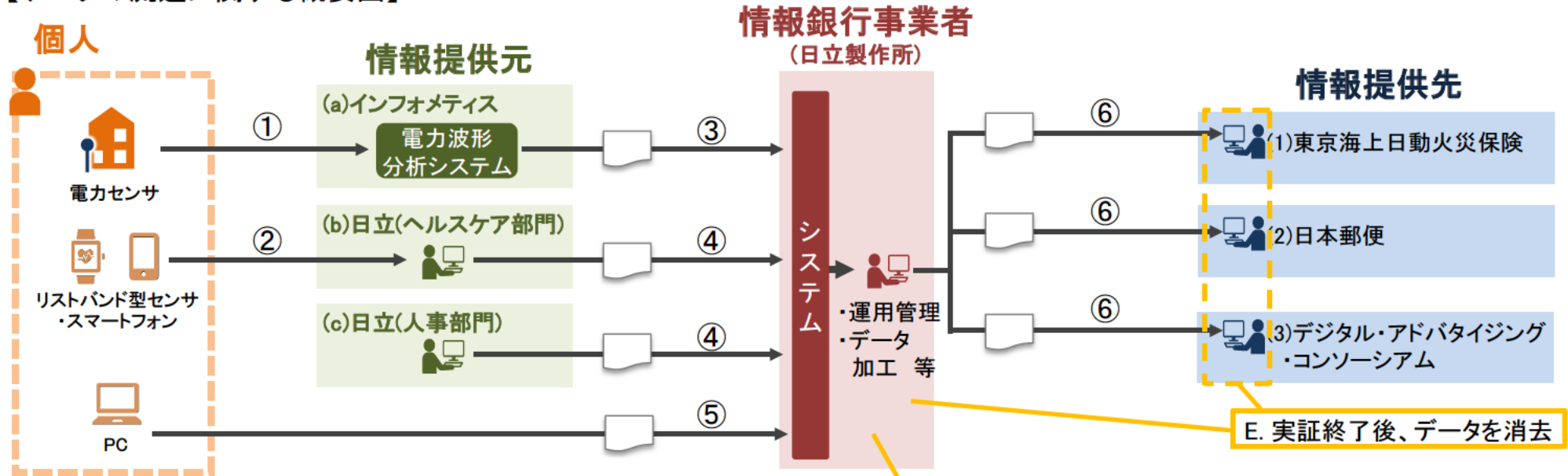
- ・電力データ: 家電毎の稼働状況等
- ・健康データ: 歩数、運動強度、睡眠時間等
- ・所得データ: 給与銀行振込額等
- ・基本データ: 性別、生年月日、配偶者の有無等

## 2. 実施体制・役割分担

分類	担い手と役割
個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 実証モニタとして東京都近郊在住の日立製作所社員256名</li> <li>✓ 実証モニタは、個人データを情報銀行システムを介して情報提供先へ提供            ※個人データ:①各家庭に設置する電力センサから得られる「電力データ」、②個人が装着するリストバンド型センサから得られる「健康データ」、③日立製作所が保有する「所得データ」、④個人本人が入力する「基本データ」</li> </ul>
情報銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 日立製作所:            情報提供元から実証モニタの個人データを取得し、本人の同意の下で情報提供先へ個人データを提供</li> </ul>
情報提供元	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ インフォメティス:            実証モニタ宅へ設置した電力波形データから電力データを作成し、情報銀行事業者へ電力データを提供</li> <li>✓ 日立製作所(ヘルスケア部門):            情報銀行事業者へ、実証モニタの所得データを提供</li> <li>✓ 日立製作所(人事部門):            情報銀行事業者へ、実証モニタの健康データを提供</li> </ul>
提供先第三者	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 東京海上日動火災保険:            情報銀行事業者から、電力プロフィールを受けとり、家電向け保険サービスの開発可能性を検討</li> <li>✓ 日本郵便:            情報銀行事業者から、曜日別・時間別の在宅率を受けとり、在宅率に応じた宅配ルート of 改善可能性を検討</li> <li>✓ デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム:            情報銀行事業者から、プロフィールを受けとり、プロフィールに基づくWeb広告の配信可能性を検証</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 日立コンサルティング:            認定基準の検証、及びモデル約款の記載事項の検証を主導</li> </ul>

## 3. データの流通・受け渡し方法及びセキュリティ体制

【データの流通に関する概要図】



- A. セキュリティの確保された日立製作所のクラウド環境上にシステムを構築
- B. システムへのアクセス権限者を限定し、アクセスログを取得(監査証跡として管理)
- C. 個人の特定が容易な情報(社用メールアドレス等)を活用しないことによるプライバシーへの配慮(取得データと特定の個人の紐付けを回避)
- D. プライバシーマーク付与事業者である日立製作所の個人情報管理規則への準拠

No	データの流通・受け渡し方法	セキュリティ対策	頻度
①	HTTPS通信によりセンサから(a)サーバへ自動でデータ連携	HTTPSの利用	常時
②	HTTPS通信によりアプリから(b)サーバへ自動でデータ連携(センサ-アプリ間はBluetooth通信)	HTTPSの利用	アプリ起動時
③	データを格納した電子記録媒体を対面で受け渡し	パスワードの設定	1回/実証期間
④	社内(イントラネット上)のデータ共有環境を用いたデータ連携	パスワードの設定	1回/実証期間
⑤	個人が情報銀行システムへログインし、自身のデータを入力・登録	HTTPSの利用	随時
⑥	データを格納した電子記録媒体を対面で受け渡し	パスワードの設定	1回/実証期間

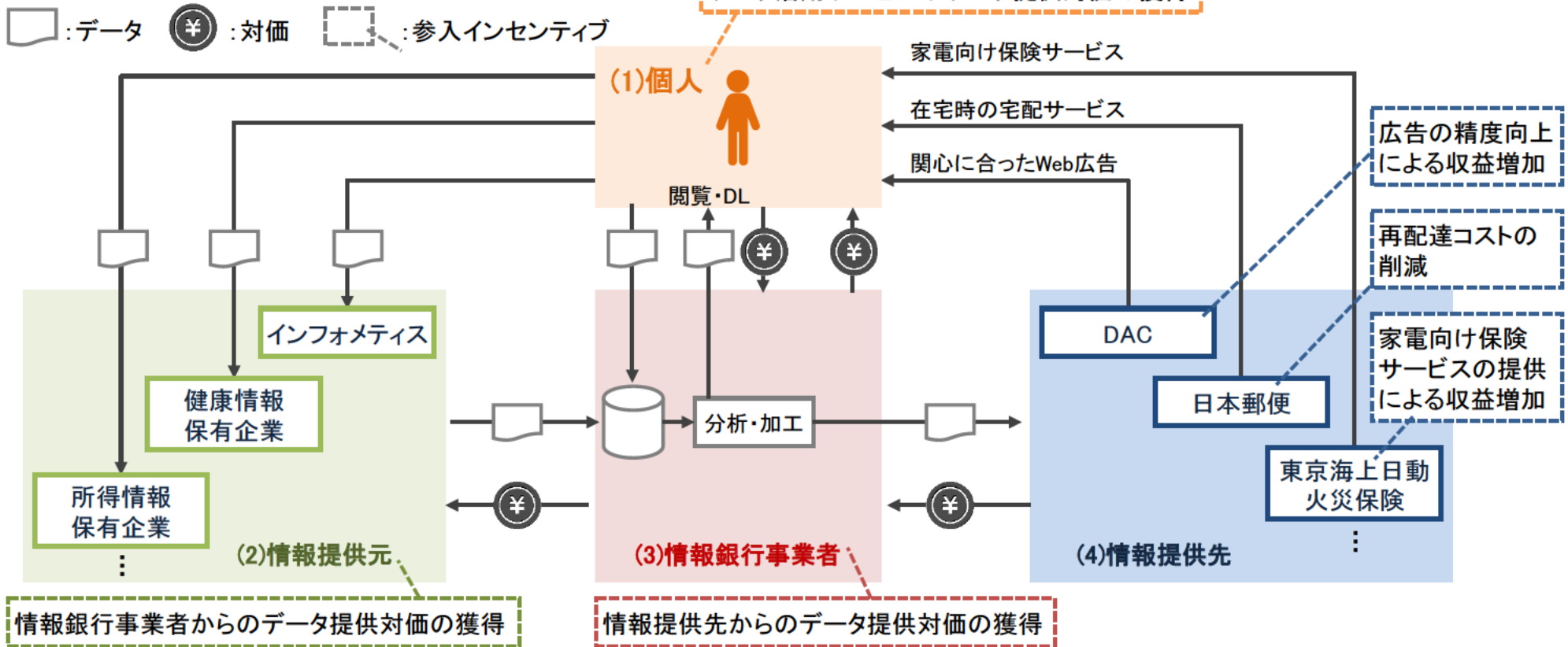


## 4. ビジネスモデル(将来イメージ)

ビジネス  
モデルの  
特徴

- 個人は、情報提供先及び情報銀行からサービスまたはデータ提供対価を獲得する。
- 情報提供元は、情報銀行事業者からデータ提供対価を獲得する。(情報銀行との連携をメリットとした利用者(個人)の増加も想定。)
- 情報銀行事業者は、情報提供先からデータ提供サービスの対価を獲得する。(個人へのサービス提供による対価獲得も想定。)  
サービス対価から個人及び情報提供元へのデータ提供対価を還元し、余剰を情報銀行の運用費及び情報銀行事業者の利益とする。
- 情報提供先は、情報銀行から取得したデータを活用し、個人へのサービス提供による収益増加や既存費用の削減を図る。

## 【ビジネスモデル(イメージ)】



## 5. ビジネスモデルの実装に向けた課題と対応策

### (1) 情報信託機能を導入する者に必要な要件に関する課題と対応策

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人が安心して情報銀行を利用するために、情報銀行事業者に求められる要件の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 個人が情報銀行事業者へ求める要件に係るアンケート調査結果は以下のとおり。</li> <li>✓ 情報銀行事業者の「企業規模(74%)」、「認知度(62%)」、「国籍(53%)」、「近年の不祥事の有無(52%)」、「事業内容(52%)」が重視される。</li> <li>✓ 情報銀行事業者の「業種(23%)」、「取引先(32%)」、「上場有無(34%)」への関心は比較的低い。</li> <li>✓ なお、業種のうち信頼が高いのは「官公庁・自治体等(70%)」、「金融・保険業(54%)」、「ITサービス(40%)」、「電気・ガス・水道業(39%)」、「通信キャリア(39%)」等。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自己情報の第三者提供に係る設定(同意の撤回を含む)機能において個人へ開示すべき情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 個人が情報提供先や提供するデータの種別を選択する際に、情報銀行事業者が個人に対して開示すべき情報に係るアンケート調査結果は以下のとおり。</li> <li>✓ 情報提供先の選択時に重視される点は「データの利用目的(73%)」、「データ提供に伴うリスク(70%)」、「データ提供の対価(65%)」、「企業規模(60%)」等。</li> <li>✓ 情報提供先の「取引先(21%)」、「業種(23%)」、「上場有無(25%)」への関心は低い。</li> </ul>

### (2) 情報信託機能を含むビジネスモデルに関する課題と対応策

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● データ利用者毎や個人毎のデータの価格の差別の是非</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 同一のデータであっても、データ利用者毎に提供の価格を変えてもよいか。</li> <li>✓ また、同種のデータであっても提供する個人毎に価格を変えてもよいか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報提供元におけるメリットの確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 情報提供元がデータを提供するメリットの確保が必要である。想定するメリットの例は以下のとおり。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 情報銀行への情報提供による、情報提供対価の獲得</li> <li>② 情報銀行へデータ提供を行う事による付加サービスの提供(情報銀行との連携をメリット化)</li> <li>③ 取得情報の本人開示機能として、情報銀行を利用(自社による同機能の構築が不要)</li> </ol> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● データの提供先の配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 情報提供元は提供したデータが自社の競合や、ポリシー上提供が望ましくない情報提供先へ渡ることを回避したいという要望がある。</li> <li>✓ 情報銀行事業者が情報提供元とデータ提供に係る契約を結ぶ際に情報提供先を提示する等により、トラブルを回避する必要がある。</li> </ul>

## 5. ビジネスモデルの実装に向けた課題と対応策

## (3) 関係者とのルール形成に関する課題と対応策

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
● 情報銀行事業者が加工したデータに係る責任分界	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ データ利用者がデータを利用しやすいように、情報銀行事業者によるデータの加工として「①正規化(データクレンジング)」や「②プロファイリング」の実施が想定される。</li> <li>✓ 「②プロファイリング」の瑕疵により損害が発生した場合、どの主体(加工を行った情報銀行事業者、提供に同意した個人、情報提供先)が責任を負うべきか。契約により、情報提供先の責任としてよいか。</li> </ul>

## (4) 消費者との契約に関する課題と対応策

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
● 自己情報の第三者提供に係る選択方法の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 個人が自己情報の提供先を選択する際に、どのような軸で提供先を選択できるべきか。 ①情報提供先企業名 ②提供するデータの種類 ③提供により得られる対価・サービスの種類</li> </ul>
● 世帯の構成員からの同意の取得方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 情報銀行の利用に係る同意の取得において、世帯構成員のデータが利用され得ることを周知する。</li> <li>✓ 本人同意は、本人が世帯構成員の同意を取得済であることを前提とする旨を利用規約へ記載する。</li> </ul>
● 提供を許諾してもデータ利用者からリクエストが無い個人への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 個人が情報銀行システム上で提供を許諾しても、情報提供先から当該個人のデータに対する要求が無く、データの利用及び対価の獲得が成立しないケースが想定される。</li> <li>✓ データ提供へ同意を行った場合も、情報提供先によるデータ利用やデータ提供対価の獲得は必ずしも保障されないことを説明する必要がある。</li> </ul>

## (5) その他の課題と対応策(テーマ固有の課題を含む)

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
● データ提供に係る情報銀行事業者間の仕様の共通化	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 今後、情報銀行が複数成立することを見据え、情報提供先の利便性(データの取得容易性、利用性)を確保するため、政府が公開するガイドライン等を基にインターフェイスやデータの仕様を検討する。 ①情報処理推進機構「共通語彙基盤」 ②内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室「API設計・運用実践ガイドブック」「APIテクニカルガイドブック」</li> </ul>

# 株式会社JTB／大日本印刷株式会社

## 情報信託機能を活用した「次世代型トラベルエージェントサービス」【観光】

### 1. 事業の全体像

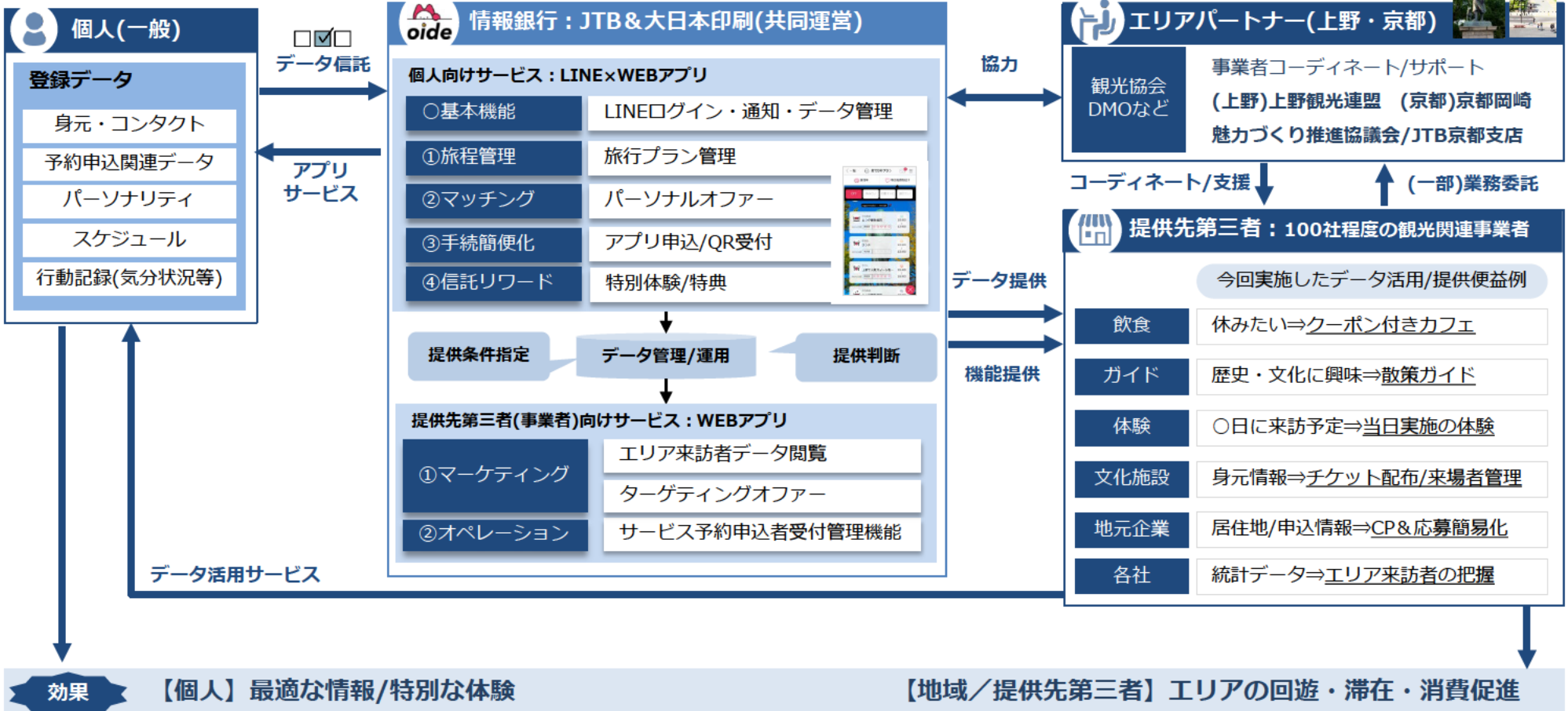
提案者	株式会社JTB、株式会社JTBコミュニケーションデザイン、大日本印刷株式会社、上野観光連盟、京都岡崎魅力づくり推進協議会
対象分野	【対象事業】①情報信託機能を活用した事業 【対象分野】b. 観光
実施地域	東京・上野エリア／京都・岡崎蹴上エリア
事業概要	<p>情報信託機能を活用した「次世代型トラベルエージェント」実証(サービス名称: oide)</p> <p><b>1. サービス実証</b> 個人からの負荷なく適切な同意取得のもと、情報信託機能を通じて流通するデータに基づいて、ユーザー特性/状況データにマッチした情報や特別な体験を提供し、同意取得されたデータを用いて両エリアにおける滞在・回遊向上などの観光・マーケティング課題の解決を図る。</p> <p>○旅行者に対して: 情報信託機能を活用した“おでかけアプリ”(データ提供管理機能、旅行プラン管理機能、サービスマッチング機能、共通観光パス機能を搭載したWEBアプリ)を提供する。また、情報流通に寄与した情報信託者に対するリワードなども提供する。</p> <p>○サービス事業者に対して: 単にデータを提供するのみではなく、WEBの管理画面を通じたデータ閲覧やターゲティングオファーを可能とするマーケティングダッシュボード機能の提供により、事業者の求める旅行者に対する、スポットや特別体験などのレコメンデーションやサービスオファーの配信、顧客関係構築、手続き効率化等を支援する。</p> <p><b>2. 認定スキーム検証</b> 上記、サービス実証をもとに、情報信託機能の認定指針をもとにした契約約款の策定/評価プロセスを実施し、契約策定や認定に関する課題を検証する。</p>

【全体概要図】

【観光】情報信託機能を活用した「次世代型旅行エージェントサービス」実証<上野・京都エリア>

東京・上野という日本有数の文化芸術モデル地区 ⇒訪問客のエリア内滞在・回遊・消費促進に課題

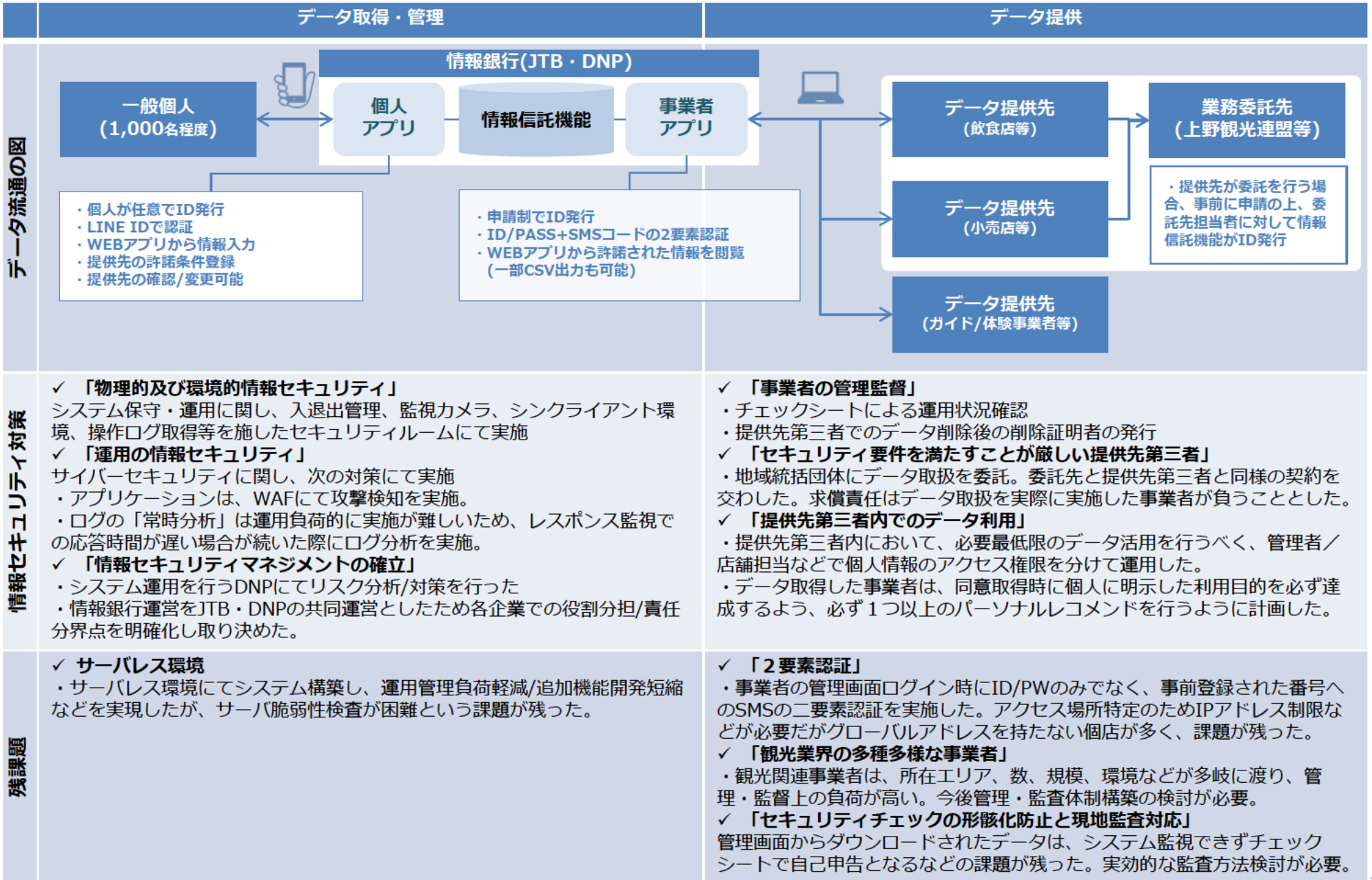
情報信託機能によって ⇒ 負荷なく適切な同意取得のもと、ユーザー特性/状況データにマッチした情報や特別な体験を提供する。  
同意取得されたデータを用いて、両エリアにおける滞在・回遊向上などの観光・マーケティング課題の解決を図る。



## 2. 実施体制・役割分担

分類	担い手と役割
個人	<p>一般個人(上野・京都エリアへの来訪予定者および来訪者に告知): 1,000名程度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供するデータ: 自身の身元や特性に関する情報および、行動の予定/記録/評価に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>-身元・コンタクトデータ: 氏名/生年月日/住所など</li> <li>-パーソナリティデータ: 趣味/興味など</li> <li>-旅行予定データ: 訪問先/旅程/旅行ニーズなど</li> <li>-結果データ: 訪問記録/評価など</li> </ul> </li> </ul>
情報銀行	<p>JTB・大日本印刷(oide運営事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-個人向けのWEBアプリを通じて、個人から情報信託を受け、データを管理活用。</li> <li>-事業者向けのWEBアプリ等を通じて、個人データを許諾条件に合う事業者を提供。</li> </ul>
情報提供元	なし
提供先第三者	<p>▼上野・京都エリアの100社程度の観光関連事業者  <u>エリア来訪者情報把握+ターゲティング情報配信の実施(パーソナライズオファー)</u>  <b>全事業者</b></p> <p><u>+体験や特典の申込受付の実施(事前申込簡易化)</u>  <b>【上野】鈴乃屋</b>  <b>【京都】岡崎ガイドツアー、リーフ・パブリケーションズ</b></p> <p><u>+現地での特典利用者・入場者の管理の実施(本人確認、受付簡易化)</u>  <b>【上野】建築ガイドツアー、鈴木演芸、五条天神社</b>  <b>【京都】無鄰菴、ドットエス、ホテル平安の森</b></p>
その他	<p><u>提供先第三者から業務委託による情報取扱</u>  <b>【上野】上野観光連盟</b>  <b>【京都】JTB京都支店</b></p>

### 3. データの流通・受け渡し方法及びセキュリティ体制

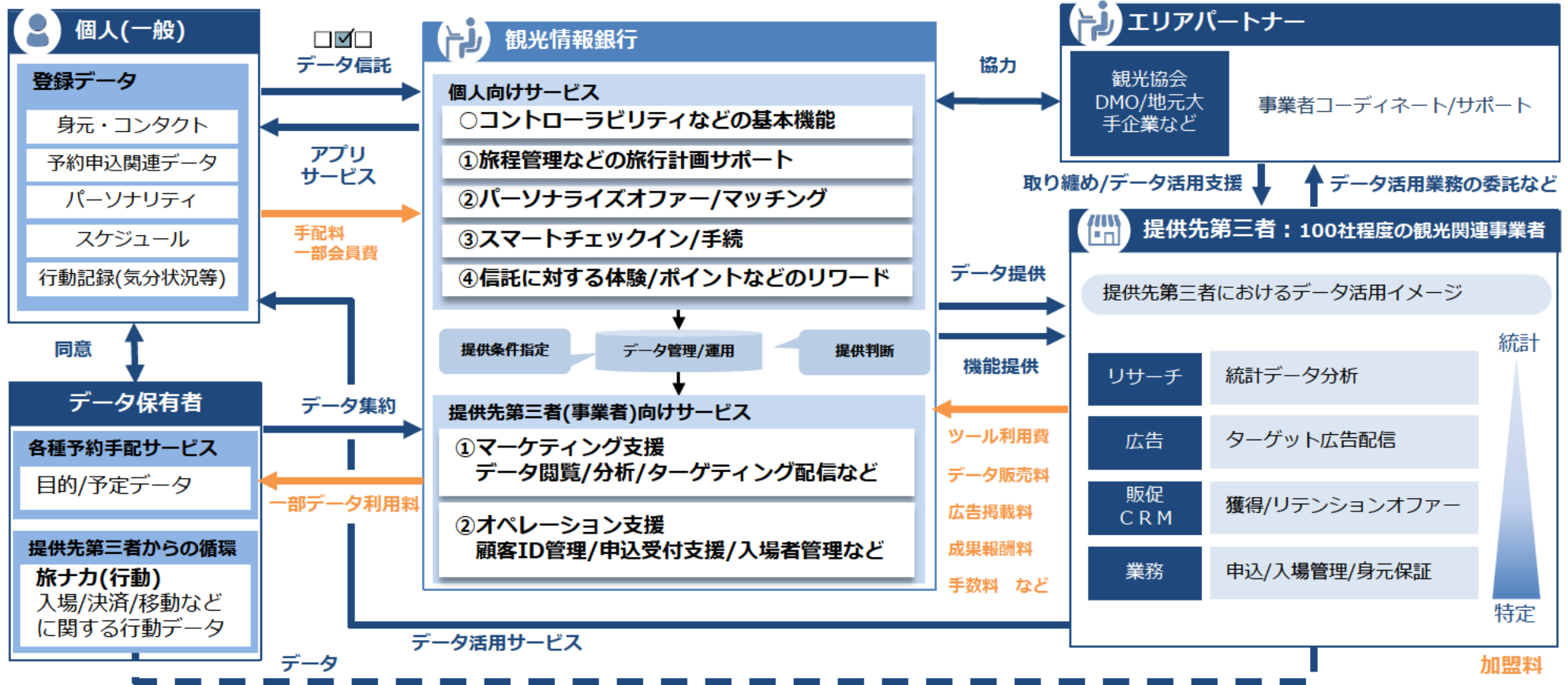


## 4. ビジネスモデル(将来イメージ)

- ▼旅行者:データ提供に対する便益は、利便性や特別体験などの「サービス便益」が軸となる。
- ・サービス立ち上げ初期は、原則無料にて提供し、ユーザーの登録数を増やすことが重要と考えられる。
  - ・一方、有料会員のみ利用できる特典提供や、予約手数料取得を行うなど、個人からの収益化も必要。
- ▼提供先第三者:特別体験を軸としたサービス拡充と地域企業のデータ活用を共同で支援するエリアパートナー開拓が重要。
- ・データ取扱やツール利用に慣れていない事業者が多いため、エリアパートナーDMOなどと連携の上、委託などによる運営が必要か。
  - ・認定枠組みへの参加に対する加盟料、ツール利用費、また、送客に対する成果報酬費、統計データ販売などの収益化が想定される。

### ビジネスモデルの特徴

### 【ビジネスモデル(※イメージ)】





## 5. ビジネスモデルの実装に向けた課題と対応策

## (1) 情報信託機能を導入する者に必要な要件に関する課題と対応策

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
● 共同運営などを想定した事業運営と認定基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 認定基準に共同運営等も想定した規定を求めたい。</li> <li>✓ 共同運営の場合、各共同運営事業者が満たすべき基準については、個人情報取扱の有無などで役割区分を分け監査するのが良い。</li> </ul>
● 外部攻撃などに対するセキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 不正アクセス検知/攻撃監視等に関し第三者機関等の支援も必要である。</li> </ul>
● 諮問体制の運営協議内容与方法/体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 生活者第一をポリシーとし、生活者の声を継続的に把握し意思決定を行う。</li> <li>✓ 提供先第三者選定の適切性を検討するにあたり、他社の監査事例を参照する。</li> <li>✓ モニターパネルで意見集約するなど生活者の声を継続的に把握・反映すべき。</li> </ul>
● 諮問体制の運営ルール構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 運営の実効性を担保するため、審議内容ごとに会議体/構成員を設定すべき。</li> <li>✓ 会議体は全体会議、WG(事業者選定契約/セキュリティ/生活者/インシデント)</li> </ul>

## (2) 情報信託機能を含むビジネスモデルに関する課題と対応策

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
● 事業化に向けた課金モデル	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 年間定額制などのユーザー課金をベースとして、エリア拡大とあわせて、1エリア限定料金、全エリア対応料金など、複数の料金プランを設定することも検討する。</li> <li>✓ 一定数のユーザーが獲得できた時点で、事業者への課金を検討する。</li> </ul>
● ユーザーへのサービス提供/運営体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ユーザーへの便益提供については、割引特典やクーポンなどにとどまらず、エリアと連携した特別体験や優先入場など、情報信託機能ならではの価値の提供を行う。</li> <li>✓ 情報の量・質、情報提供のリアルタイム性、安全性を担保できる運営体制を検討する。</li> </ul>
● 事業者へのサービス提供/運営体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 観光関連事業者は、データ活用のリテラシーが高くないため、データの提供のみでなくデータの加工や施策につながる情報の提供を行う。</li> <li>✓ 観光関連事業者特有のシフト勤務による管理者の不在時やハイシーズン時などに対応できるサポート体制を検討する。</li> </ul>

## 5. ビジネスモデルの実装に向けた課題と対応策

## (3) 関係者とのルール形成に関する課題と対応策

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
● 選定基準および基準を満たさない事業者に対する対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 原則、認定基準を満たす事業者・地域統括団体等に提供先を限定する。</li> <li>✓ 基準を満たさない個店等には、まずは統計/匿名加工データ提供を検討する。</li> <li>✓ 提供先第三者が認定基準を満たす事業者に個人情報取扱業務を委託する。</li> </ul>
● 多岐にわたる観光関連事業者の管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 規模/業種などのパターンに応じてヒアリング項目策定が必要である。</li> <li>✓ チェックの形骸化/虚偽申告の抑止のため現地ヒアリングが必要である。</li> <li>✓ 実効性やリソースを確保するため管理・監督業務の委託も必要である。</li> </ul>
● 提供先第三者からの「再提供」が必要なケースの想定と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 提供先第三者が直接個人から同意取得を行う限り、再提供を禁止しない。</li> <li>✓ 再提供の際、情報銀行は法的責任を負わないとすべきだが、社会的責任を負うことになるため、提供先第三者から本人への直接の同意取得であっても再提供を許容するかは事業者ごとの判断となる。</li> </ul>
● データ流通活用促進と「必要最小限活用」の両立	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 必要性の“段階”を設定して、データ提供を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①利用目的・利用段階に応じたデータ提供(分析&gt;連絡&gt;申込手続など)</li> <li>②データ形態に応じたデータ提供(セグメント&gt;識別情報&gt;特定情報)</li> </ul> </li> <li>✓ システム/運用により提供先第三者で利用が行われているか監査する。</li> </ul>

## 5. ビジネスモデルの実装に向けた課題と対応策

### (4) 消費者との契約に関する課題と対応策

#### 課題(または留意点)

- コントローラビリティを担保しつつ、負荷の少ない第三者提供同意

#### 対応策(または対応案や方針等)

- ✓ 第三者提供条件の適切かつ負荷軽減を満たすための表示/UI: 旅行分野においては、多種多様な事業者によって観光体験は構築され、旅行者の多様化するニーズにも対応する必要がある。多種多様な提供先第三者へのデータ提供同意において、個人の判断負荷を軽減しつつ、コントローラビリティを担保できるようにするため、3つの設定レベルでの同意(撤回)UIを用意した。

	設定レベル	包括同意(最も簡素)	包括同意(簡素)	個別同意(詳細)
	パッケージ指定		プリセット条件: 4項目	×
提供先指定		エリア: 3項目 ×	エリア: 3項目 サービス類型: 9分類	事業者個別: 約100社
提供データ指定		×	データ類型: 4分類	データ項目: 40項目
コントローラビリティ (包括同意~個別同意)	UI			
		※利用目的について 同意取得時にユーザーが提供先事業者別に確認可能。利用目的の軸での条件設定は今回は不可能。		
データ提供の妥当性判断		・包括的分類化: ・フィルタリング:	提供先・データ等の類型作成・管理 ユーザーが提供OKであっても、情報銀行が提供するデータのフィルタリングを行う	
トレーサビリティ		①データ「提供」証跡: ②データ「利用」証跡(足あと):	提供許諾時に証跡記録(提供先/提供データ) 利用時に証跡記録(個別のユーザープロフィールの閲覧/ユーザーデータのエクスポート)	

## 5. ビジネスモデルの実装に向けた課題と対応策

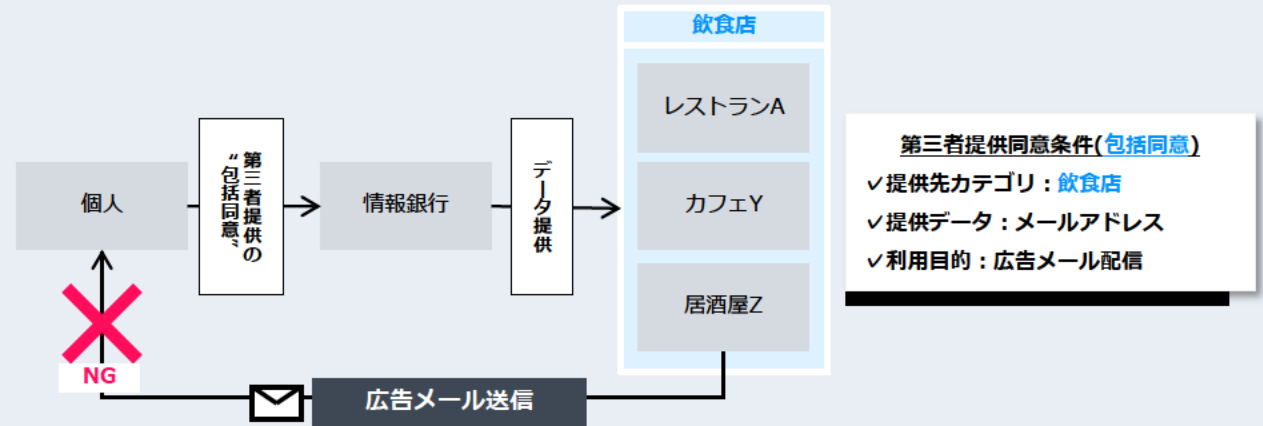
## (5) その他の課題と対応策(テーマ固有の課題を含む)

## 課題(または留意点)

- 提供先第三者での「広告メール配信」という利用目的に関する第三者提供の包括同意と特定電子メール法

## 対応策(または対応案や方針等)

- ✓ 提供先第三者からの直接の「広告メール配信」は包括同意ではNGと考える。
  - ① 広告メール配信を行う場合は、特定電子メール法上の規定に基づいて「個々の提供先第三者(送信者)」の単位で同意を取得する。その他特定電子メール法の規定や特定商取引法等にも注意が必要。
  - ② 提供先第三者を選定・管理するにあたり、広告メール送信を利用目的とする提供先第三者が存在し、それを許容する場合は、事前に、広告メール配信の同意取得手段やオプトアウト手段を情報銀行として用意するか、提供先第三者と情報連携できるように管理・運用設計されていることが望ましい。



「特定電子メール法」上  
“包括同意”での広告メール配信は  
NGと考えられる。

「広告メール送付」という利用目的の場合、  
「個々の提供先第三者(送信者)単位」の個別同意が必要

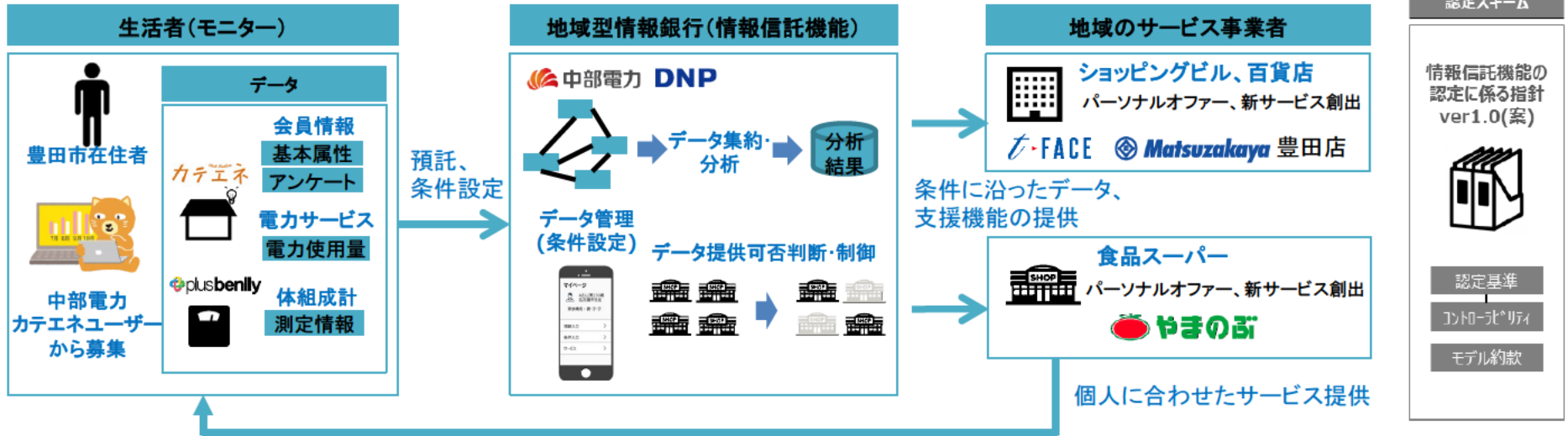
# 中部電力株式会社

## 地域型情報銀行【地域(主)、IoT(副)】

### 1. 事業の全体像

提案者	中部電力株式会社、大日本印刷株式会社、キュレーションズ株式会社、 豊田市、豊田まちづくり株式会社、株式会社山信商店
対象分野	対象事業：情報信託機能を活用した事業／対象分野：地域(主)、IoT(副)
実施地域	愛知県豊田市(市街地)
事業概要	<p>➢ 「地域型情報銀行」：情報の地産池消による生活支援事業</p> <p>生活者のパーソナルデータ、および日常の生活データ(体重などの身体情報や家庭内の電力使用量などのセンサーデータ)を地域型情報銀行が集約・管理し安全安心に地域内で流通させることで、地域サービスの効率化・高度化を実現し、生活者の日常生活の利便性を向上させると共に地域内の消費活性を図る。</p>

【全体概要図】



**A : 定常的な生活データ収集**

効果	簡便なデータ収集スキームの構築による生活者の情報利活用への参加性向上
検証	センサーデータ・行政データ活用によるデータ取得・流通スキーム

**B : データの提供コントロール**

効果	サービス事業者への最適なデータ提供による事業者のデータ利活用支援・推進
検証	生活者やサービス事業者の情報利活用への参加促進の方策

**C : サービスのコーディネート**

効果	サービスを仲介する機能の提供による買い物サービスの効率化・高度化
検証	データ掛け合わせ(加工・分析)や機能の提供による顧客への提供価値の有用性

**D : 安全安心の担保**

効果	データ利活用に対する不安・不満の解消による情報利活用への参加性向上
検証	認定スキームの検証 : 認定基準、モデル約款、個人によるコントロールポリシー

## 2. 実施体制・役割分担

分類	担い手と役割
個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 実証モニターとして、豊田市在住者(市街地)のカテエネ会員のうち、「スマートメーター設置者、スマートフォン利用者、性別年齢は問わず」を条件に、441名が参加。</li> <li>✓ 実証モニターは、アンケートへの回答内容・電力使用量、そして配布した体組成計から得られる情報などを情報提供元(情報提供事業者)に提供。</li> </ul>
情報銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 情報信託機能を有する2社は、生活者個人の同意に基づき、データ提供者から受け取ったデータを適切に加工・処理し、提供先第三者に提供。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 中部電力株式会社:事業全般の管理・統括 ※事業主体</li> <li>- 大日本印刷株式会社:情報信託機能基盤の提供</li> </ul> </li> </ul>
情報提供元	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 中部電力:会員情報、電力使用量の取得/提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 情報信託機能事業者に、取得した実証モニターの家庭の電気使用量の分析結果を提供。</li> </ul> </li> <li>✓ キュレーションズ:センサーデータの取得/提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 情報信託機能事業者に、体組成計「Nokia Body+」を活用し、Wi-Fiにより体組成計から取得したデータを提供。</li> </ul> </li> </ul>
提供先第三者	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 下記の提供先に対して、基本属性情報(メールアドレス、氏名、住所等)、アンケート情報(世帯年収や家族構成、消費行動に関するアンケート結果)、分析加工情報(買い物傾向、在宅率、家電別電気利用割合等)を提供。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 豊田まちづくり株式会社: <ul style="list-style-type: none"> <li>• 情報信託機能事業者から実証モニターの個人情報、アンケート情報、分析・加工を行ったプロフィールデータを参照し、豊田市駅前のファッションビル「T-FACE」の運営や店舗事業、パーソナルオファー、新サービス創出に活用。</li> </ul> </li> <li>- 株式会社山信商店: <ul style="list-style-type: none"> <li>• 情報信託機能事業者から実証モニターの個人情報、アンケート情報、分析・加工を行ったプロフィールデータを参照し、豊田市内に展開する「スーパーやまのぶ」(四郷店)において、パーソナルオファーや宅配サービスに活用。</li> </ul> </li> <li>- 株式会社 大丸松坂屋百貨店: <ul style="list-style-type: none"> <li>• 情報信託機能事業者から実証モニターの個人情報、アンケート情報、分析・加工を行ったプロフィールデータを参照し、松坂屋豊田店の店舗運営において、パーソナルオファー等に活用。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 豊田市: <ul style="list-style-type: none"> <li>- 実証全体に対するバックアップ、地元の事業者の紹介、実証モニター募集への協力</li> </ul> </li> </ul>

### 3. データの流通・受け渡し方法及びセキュリティ体制

#### 【データの流通に関する概要図】

#### データ提供 (データ提供者→情報銀行)

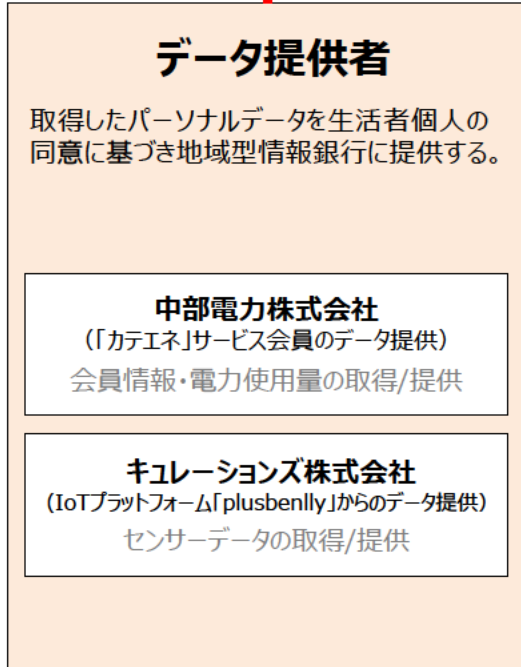
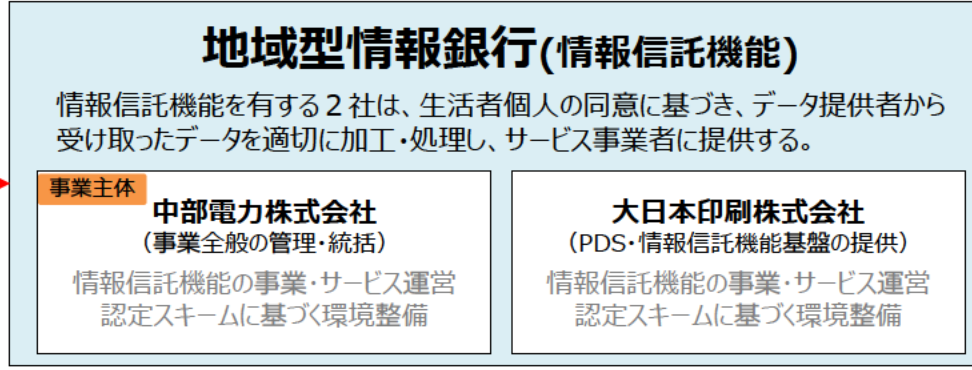
- モニター登録時、アンケート実施時のワンショットでの情報取得。
- 加えて、今回の実証ではWi-Fi機能を持つ体組成計により、利用時の結果をリアルタイムに情報収集。
- 通信経路は、SSLにより暗号化

#### データ保管・管理(情報銀行)

- 個人を特定可能な情報は、暗号化してデータベースに保存。
- 情報銀行管理者によるアクセスは、IPアドレスによりアクセス元を制限。
- ログ分析による不正アクセスの検知を実施。

#### データ提供 (情報銀行→サービス事業者)

- サービス事業者は、予めクライアント証明書がインストールされた端末からのみ情報銀行のデータ利用が可能。
- 通信経路は、SSLにより暗号化
- サービス事業者はデータ利用に必要な都度データにアクセスし参照が可能。



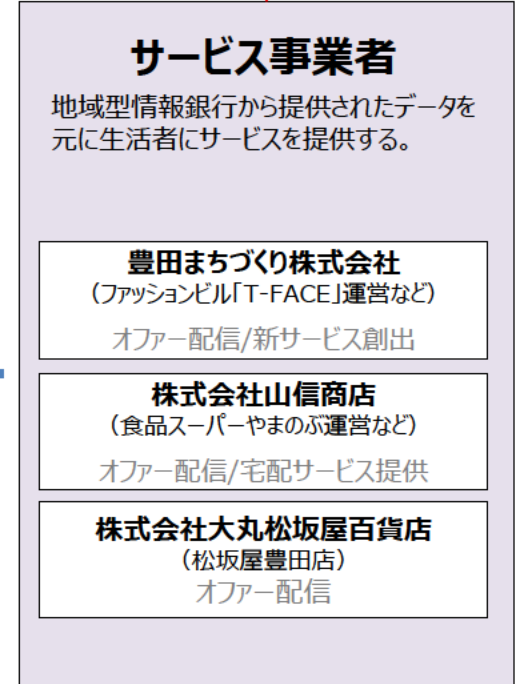
データの取り扱いに関する  
預託(提供承諾・同意)

サービス仲介



データ蓄積

サービス提供



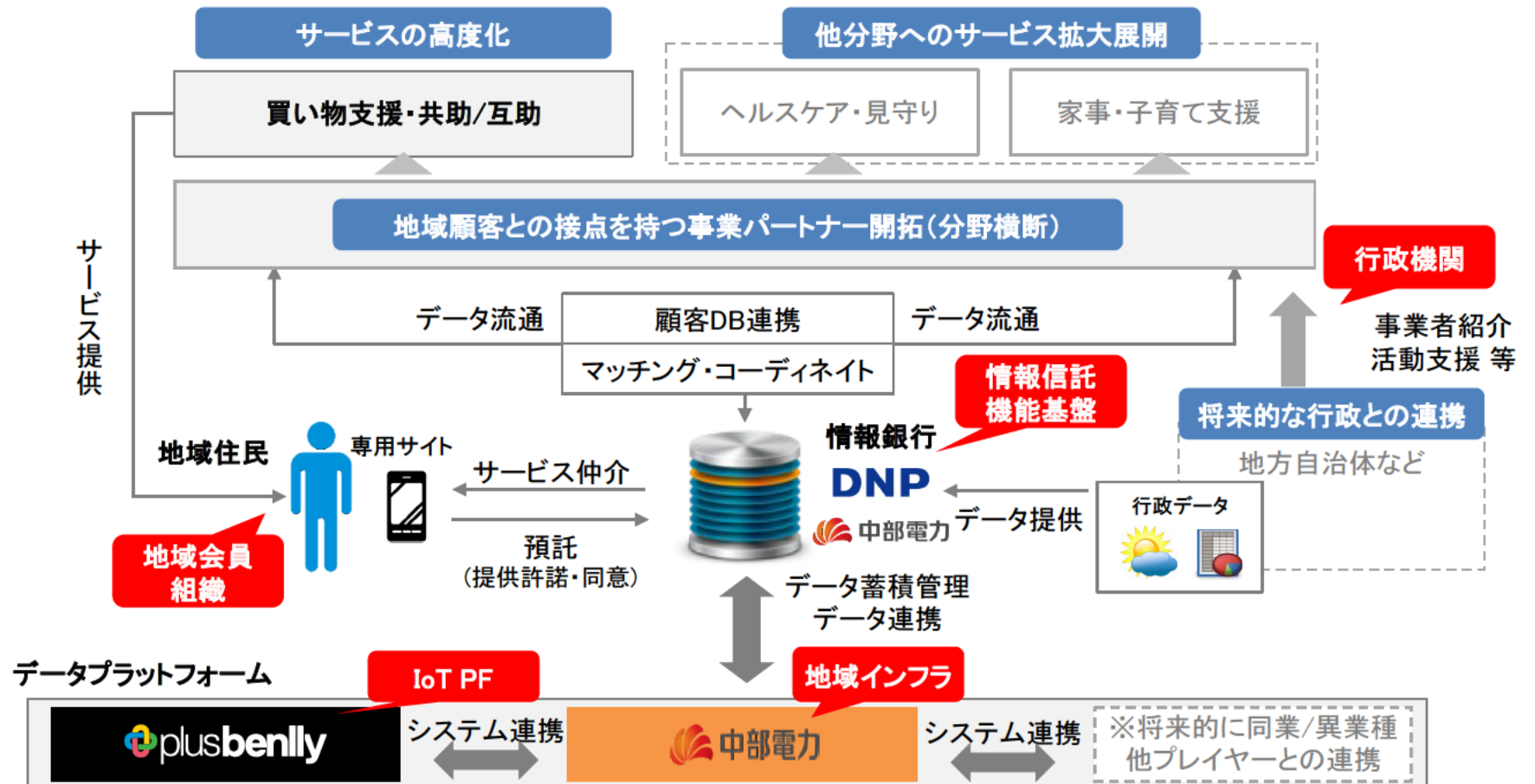


## 4. ビジネスモデル(将来イメージ)

### ビジネスモデルの特徴

- ▶ コンソーシアム各社のアセット・ケイパビリティを活用した事業展開を行い、地方自治体や地域のインフラ事業者、サービス事業者との連携を拡大することで事業の普及拡大を図る。
- ▶ 本事業のマネタイズ手法としては、①サービス事業者等へのデータ販売や、データを活用した新サービス展開実績に応じた課金、②地域事業者のデータを活用したマーケティング業務・データ管理業務の代行による収益化を図り、本事業の自律的かつ継続的運営を目指す。

### 【ビジネスモデル(イメージ)】



## 5. ビジネスモデルの実装に向けた課題と対応策

## (1) 情報信託機能を導入する者に必要な要件に関する課題と対応策

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者としての適格性(法人格): 「法人格を持つ」点について、今回のように複数企業で事業運営を行う場合、認定の対象外となる恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 情報信託機能と契約する事業者に対して、複数の運営企業(中部電力・DNP)が連名で契約し連帯で責任を負う形とした。(個人に対しては、モニターとの既存契約との関係性を踏まえ、中部電力を契約者とする事とした)なお、運営企業における役割・責任範囲については、別途二社間の共同契約書にて取り決めを実施。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 諮問体制の組成: エンジニア、セキュリティ、法律家等、諮問体制の構成員を網羅的に組織することが難しい。また、審査内容も不明確なため、構成員の適切なアサインができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 運営企業内のセキュリティ部門、法務部門、知財部門で構成される諮問体制を疑似的に組成し、審査基準の策定を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 損害賠償責任: 提供先第三者に帰責事由があり個人に損害が発生した場合にも、情報銀行が損害賠償責任を負う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 個人への賠償責任は情報銀行が負う一方で、提供先第三者との契約で損害賠償責任を取り決めることとした。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報提供先の監督義務: 情報提供先の情報管理体制を把握するなど、適切な監督の方法を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 【対応予定策】情報提供先のサービス事業者へのデータ提供の方法、それ以降の運用手順について取り決め、点検等の形で定期的に報告を受けることとする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● データ提供基準: 提供先第三者及び利用目的に関する明確な判断基準及び判断プロセスを策定できていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 上記、「諮問体制の組成」の中で、一定基準の検討を実施。</li> </ul>

## 5. ビジネスモデルの実装に向けた課題と対応策

## (2) 情報信託機能を含むビジネスモデルに関する課題と対応策

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 世帯単位のデータの取り扱い: 食品スーパーなど日用品の販売を行う事業者にとっては、生活者本人のデータだけでなく家族など周囲の生活者のデータをまとめて扱うことができるとデータ利活用の可能性が広がる。(例: 家庭内では母親が家族全員分の食材を購入するため、家族の体質や日中の食事履歴などのデータの利活用が有効である)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 生活者個人からとの1対1のデータ流通に限らず、家族などチーム単位でのデータ利活用(チーム内での同意取得)のスキームを検討する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● データ利活用の環境整備: データを活用するには「データ購入」「データ運用環境の整備」「運用人員の手配」などといったコストが必要になり、また、それが個人情報となると事業者にとっては非常にハードルが高く参加が困難となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 【対応策】システム接続の負荷を軽減するため、APIではなくWEBアプリを通じたデータ開示を行うこととした。また、生活者の検索・閲覧ができる管理画面機能やダイレクトメッセージを配信できる機能、申込みを受け付ける機能など、単にデータの授受のみを行うのではなくデータの利活用をサポートする機能を実装することとした。</li> <li>✓ 【対応案】今後、サービス事業者に代わって個人情報を管理する機能やマーケティングの代行、申込みや決済などのEC機能、キャンペーン代行など、サービス実施を支援する機能の拡張を検討する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法令やガイドライン等の遵守: 前述の「データ利活用の環境整備」で記載したようにデータの授受に限らずサービスの代行業務を情報信託機能が担うことになる場合、情報信託機能を運用するうえで留意が必要な事項に加え、特定商取引法や景表法などそれぞれの業務内容に紐づくルールにも留意したうえでスキームを構築する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 認定基準やモデル約款で定められた内容に加え、サービス全体に関する諸条件を約款および運用マニュアル内にて規定し契約することとした。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報銀行サービスへの理解促進: 情報銀行の概念がまだ消費者に浸透していないため、利用者を募るにあたって工夫が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 利用するデータを含め既存サービス(カテエネ)の延長線となる形で参加者を募ることで、参加の障壁を下げることとした。また、情報銀行という概念そのものを打ち出すのではなく、生活者へのメリットとなるサービス(ミライのお買い物研究所)を直接提示することで理解促進を図ることとした。</li> </ul>

## 5. ビジネスモデルの実装に向けた課題と対応策

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
<p>● 情報提供先に求める基準: 情報銀行と同等のガバナンス体制、セキュリティ基準等を満たす事業者となると、セキュリティや財務面は一定の担保がされる一方で、事業推進上の現実性が薄まる(基準をクリアする事業者が限定される)。</p>	<p>✓ 事業者へのヒアリング調査を行い、現場の実態に合わせた基準設計の見直し要請を検討することとする。また、事業者自身での管理ではなく、別の事業者が代行管理を行う事業スキームの検討を行う。</p>
<p>● データ提供後のトレース: データ提供後の事業者のデータ利用について、システムではトレースすることができない。</p>	<p>✓ 【対応予定策】事業者内での個人情報運用業務について規定した業務手順書を作成したり、定期的な点検を行い事業者の運用可能な範囲で報告義務を設けたりなどの対応を検討する。また、データ閲覧は情報銀行のクラウド上でしか行えなえず、オプトアウトされると自動でデータが無効になるなど、技術的な対応も合わせて検討する。</p>
<p>● データの真正性: 提供する生活者の情報について、情報銀行がその真正性を担保することができない。</p>	<p>✓ 【対応策】データの真正性(虚偽ではないこと)について、生活者個人には、正確な情報を登録してもらえよう利用約款にて規定。事業者には、適正・適法な方法により取得していることは保証する一方で、正確性・完全性・有効性については非保証とした。</p> <p>✓ 【対応案】データの取得元や取得日・更新日の明示や、利用ユーザー(生活者)の信頼性を評価する仕組みなどの実装を検討する。</p>
<p>● 事業者との契約締結の在り方: 個人情報にかかるルール設計はある程度同一の内容で各事業者との契約が可能だが、サービス内容にかかる規約は事業者によって異なるため、全ての契約内容をデータ倫理審査委員会が審査することは難しく、事業者毎の契約書を作成することは実務上負荷が高い。</p>	<p>✓ 【対応策】前述の(2)「法令やガイドライン等の遵守」で記載したように、サービス内容に係る諸条件は約款および運用マニュアルにて規定し、個別の調整事項は別途覚書にて契約を締結することとした。</p> <p>✓ 【対応案】個人情報の取り扱いにかかる部分のみの規約(プライバシーポリシーなど含む)と、サービス実施にかかる部分の規約(SLAなど含む)を切り分けて運用することを想定する。</p>

## 5. ビジネスモデルの実装に向けた課題と対応策

## (3) 関係者とのルール形成に関する課題と対応策(2/2)

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業形態による契約の在り方: データ提供先の事業者がフランチャイズやテナント型など、複数の法人格の事業者が混在するケースの場合、データの再提供が発生しないような契約の在り方の整理が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓【対応策】基本的には法人単位での個別の契約締結の形を取ることとし、本体からフランチャイズ店舗、管理会社から入居テナントなどへのデータ再提供が発生しないような契約・運用とした。</li> <li>✓【対応案】ファッションビルのような事業形態では、生活者にサービス・便益を提供するにあたってテナントとの連携を行う必要性が高いため、効率的なテナントでのデータ利活用スキームを検討する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● サービス提供の義務: 事業者における個人データ利用の対価として、生活者個人に対してサービス等の対価を提供することを義務付けた場合に、個人データを提供した全ての個人に対してサービス等を提供する必要がある、事業者における顧客選定が限定的になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓【対応案】事業者に対して、個人データを参照しなくても生活者個人をフィルタリングできる機能や、フィルタリング後に個人データを提供し、該当する個人にサービス等の対価を提供できる運用スキームを検討する。</li> </ul>

## 5. ビジネスモデルの実装に向けた課題と対応策

## (4) 消費者との契約に関する課題と対応策

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用規約やプライバシーポリシーの提示: 規約への同意を取得する際、形式的に表示する規約文面のみではリテラシーの差により理解度が異なってしまう、また、確認すること自体を避けられ離脱してしまう可能性が考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓【対応策】単に規約文面をそのまま表記するだけではなく、内容のポイントのみを紙芝居形式で表示する「プライバシーガイド」を作成して提示する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本属性情報の変更: 住所や電話番号、メールアドレスなどの情報を変更した際、生活者がアクションするまで古い情報が流通し続けてしまい、サービス事業者のサービス展開に支障が出てしまう。(例: 宅配サービスを行う際、引っ越しなどにより住所が変わっていると配送ロスが発生する)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓【対応案】自身で定期的に情報更新を行っていただくよう促す方法もあるが、全ての人がこまめに更新をかけるとは限らないため、行政等が保有する転居情報からの情報取得・連携の可能性を検討する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 開示請求の提供範囲: 生活者からデータの開示請求があった場合、提供するデータの適切な粒度を設計する必要がある。(センサーデータのローデータや加工分析を行う際の中間生成物データまでを提供すべきか)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓【対応策】本実証ではローデータや中間生成物の提供は行わず、加工分析した状態のデータのみを提供することとし、ローデータは各データホルダーのサイト上で確認いただくよう促すこととする。</li> </ul>

## 5. ビジネスモデルの実装に向けた課題と対応策

## (5) その他の課題と対応策(共通)

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
<p>● トレーサビリティの表示: 1つの事業者が複数のサービスや複数店舗を展開している場合、トレーサビリティ機能として履歴表示やオプトアウトなどをどの粒度で行うべきか検討が必要。</p>	<p>✓【対応策】契約を行う事業者名を表示しても生活者の理解を得られないケースがあるため、契約は法人格単位で行いながらも、サービス上では事業者のサービス名や店舗名単位で表示を行う設計とした。(例:豊田まちづくり社→T-FACE)</p> <p>✓【対応案】1つの事業者内(法人格単位)におけるシステムの利用権限の設定範囲について、情報セキュリティや運用効率の観点よりあるべき姿の検討を行う。</p>
<p>● トレーサビリティログの管理要件: 情報銀行が取得・管理するトレーサビリティログの管理要件を検討する必要がある。</p>	<p>✓【対応案】ログの保存形態(暗号化)、保存期間(〇年保存)、ユーザ退会時のログも含めた削除、ログの改ざん対策など、明確な指針の検討を行う。</p>
<p>● 推奨環境: 買い物時に携帯してオファーなどの情報を確認する運用を想定し、スマートフォン/タブレットを推奨環境としたが、PCからアクセスするモニターが予想以上に多く、推奨環境外の利用であるため初期設定がスムーズでない場合も多かった。</p>	<p>✓【対応策】システムの正常利用を促進するためログイン画面に推奨環境情報の追記を行うとともに、事務局よりアナウンスを行った。</p> <p>✓【対応案】ログデータやアンケート調査にて情報銀行(特設サイト)へのアクセス経路を調査し、生活者の利用実態(リテラシーの観点も含め)に合わせたUI/UXの見直しを行う。</p>
<p>● オプトイン/アウトのタイムラグ: オプトイン/アウトはサービス内容によってタイムラグが発生するため検討が必要。例えば、本実証の場合、事業者から生活者にオファーを配信する際、配信時刻設定を行った後に生活者がオプトアウトすると、メールが配信される仕様となった。</p>	<p>✓【対応策】本実証ではオファー通知のメール文内に、データ提供停止の操作のタイミングにより、停止後も事業者からオファーが届く場合がある旨を記載した。</p> <p>✓【対応案】オプトイン/アウトを行う際にポップアップでどのくらいのタイムラグが発生する可能性があるのか表示を行うなど、UI/UX上の改修を検討する。</p>
<p>● 認証方式: リスト型攻撃への対応など、情報銀行が標的になる可能性は非常に高く、情報銀行に導入する認証方式の検討が必要。利用する生活者や事業者の負荷も含めて検討する必要がある。</p>	<p>✓【対応策】本実証ではモニター限定のサイトでありクローズドなサイトであるため、生活者向けのサイトはID/Passwordのみのログインとした。事業者にはクライアント証明書を導入した上でID/Passwordのみのログインとした。</p> <p>✓【対応案】法令や認定基準の内容を踏まえたうえで、セキュリティ面、運用面、UI/UX面などそれぞれの観点より最適な認証方式の検討を行う。</p>

## 5. ビジネスモデルの実装に向けた課題と対応策

## (5) その他の課題と対応策(テーマ固有:地域)

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域内でのデータ流通の制御: 全国展開する事業者において、データ利用を特定地域内のみに限定することについてのルール設計が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓【対応策】データの保管や管理については地域内に限定はせず、データの利用目的(利用範囲)を特定地域内のみでの使用とするよう規約や手順書で規定することとした。</li> <li>✓【対応案】1事業者内で本部や支店など複数の体制を保有する場合のデータ管理ルールの実態について事業者へのヒアリングを行い、現場の実態に合わせた情報提供先のデータ利用の点検を行うことを検討する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● オフラインの活用: スマートデバイスや高機能のセンサー機器を利用したデータ取得は、リテラシーが低い方にはハードルが高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓【対応策】説明会や自宅訪問といったオフラインの場での対面での説明を実施することとした。</li> <li>✓【対応案】リテラシーが低い生活者に対して、オンライン上だけではなくオフラインでもデータ取得・連携が可能な仕組みを検討する。(地域接点を持つ事業者との連携など)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政連携による事業スキーム: 行政と連携した事業モデルを構築する場合、他の自治体への水平展開を行う場合、自治体ごとの条例に留意する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓【対応案】各自治体で共通対応が可能な機能・スキームと、自治体により対応が異なることが想定される範囲について整理を行い、事業展開のステップを検討する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域事業者の参加促進: 現状、データ利活用を行っていない事業者にとって、データ利活用のメリットを見出しづらく、データ利用の目的と効果の明確化が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓【対応策・対応案】地域活性や買い物弱者救済など、地域課題解決をテーマとしたサービス設計を行うことで、事業者の参加促進を図る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域事業者の参加促進: 全国規模の事業者の地域店舗参画における意思決定において、本社・本部の意思決定に時間を要するケースがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓【対応予定策】全国展開を行う小売事業者の地域担当と本社担当を交えたヒアリングを行い、課題や可能性の整理を行う。</li> <li>✓【対応案】社会実装化を見据えた事業者のサポート機能・体制の検討を行う。(例:オンライン上で事業者支援を行う管理機能の実装、現地対応を行うラウンダー部隊の構築、等)</li> </ul>



## 5. ビジネスモデルの実装に向けた課題と対応策

## (5) その他の課題と対応策(テーマ固有:IoT)(1/2)

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
<p>● 世帯単位データの取り扱い: 電力使用量データのように個人だけでなく同居する家族など周囲の人のデータが混在してしまう場合、そのデータの取り扱いに対する同意取得や同意撤回の在り方について検討が必要。</p>	<p>✓【対応策】「放送分野の個人情報保護に関する認定団体指針」の考え方に基づき、同意を行う本人が世帯の構成員にデータ取得されることを周知し了解を得たうえで同意するよう注意喚起を行う。また、同意の撤回に関して、本人の同意を前提に世帯の構成員からも受け付けることを認めることとする。</p> <p>✓【対応案】それぞれのデータが誰の資産となるものなのか整理を行い、契約上での課題とサービス展開上の課題の洗い出しを行う。</p>
<p>● 集団管理データの取り扱い: 電力使用量データのように、個人宅ではなく寮やシェアハウスなど、生活者本人が契約を行っておらず集団でデータを管理している場合についてそのデータの取り扱いに対する検討が必要。</p>	<p>✓【対応策】本実証では契約者本人のみを対象とすることとした。</p> <p>✓【対応案】(2) 情報信託機能を含むビジネスモデルに関する課題と対応策の「世帯単位のデータの取り扱い」に記載したように、データ保有者本人だけでなく集団単位でのデータ利活用のスキームを検討する。</p>
<p>● 自家発電データの取り扱い: 太陽光発電など自家発電の機器を導入している家庭では、電力会社からの供給電力と自家発電電力を併用しているため、統一した電力データの管理ができていない。</p>	<p>✓【対応案】HEMS連携など今後の展開も見据え、連携する機器やデータを拡張していく計画および運用ルールを検討する。</p>
<p>● 加工・分析データの取り扱い: 情報信託機能がセンサーデータを加工・分析した際、そのデータが誰の資産となるかルール設計が必要。</p>	<p>✓【対応策】情報信託機能の役割として、サービス事業者を利用しやすい形にデータを加工・分析して提供することをあらかじめ生活者へ説明を行い同意を取得する。また、どのような形に加工・分析してデータを提供したのかを生活者に明示することとする。</p>
<p>● センサーデータの管理について: 常時変動するセンサーデータについて、過去データを含めどこまで細かく情報銀行が保管・管理すべきか検討が必要。(開示請求があった際にローデータや分析加工の中間生成データまでを全て情報銀行から開示する必要があるのか)</p>	<p>✓【対応策】情報銀行が取り扱うデータとしては事業者のサービス提供に必要なデータのみを保管・提供することとし、ローデータはデータホルダー側のサービスで確認してもらうこととする。</p> <p>✓【対応案】契約とサービスそれぞれの観点から、情報銀行がどこまでのデータに責任を負う必要があるべきか検討を行う。</p>

## 5. ビジネスモデルの実装に向けた課題と対応策

## (5) その他の課題と対応策(テーマ固有:IoT)(2/2)

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
<ul style="list-style-type: none"><li>● 時間軸でのデータ管理: 常時変動するセンサーデータについて、常にデータが更新されていくため、時間軸でのデータ管理が必要である。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 【対応策】最新値および傾向値のみを表示することとした。</li><li>✓ 【対応案】いつのどの時点のデータであるかをきちんと表示すべく、データ取得日(更新日)ではなくデータ計測日を取得する仕組みを検討する。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>● データ取得機器の普及: 生活者の負担をかけずに定常的に生活データを収集するためには高機能の機器設置が必要となり、家庭への機器導入促進が必要。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 【対応案】自治体と連携した機器購入費用の補助など検討を行う。</li></ul>

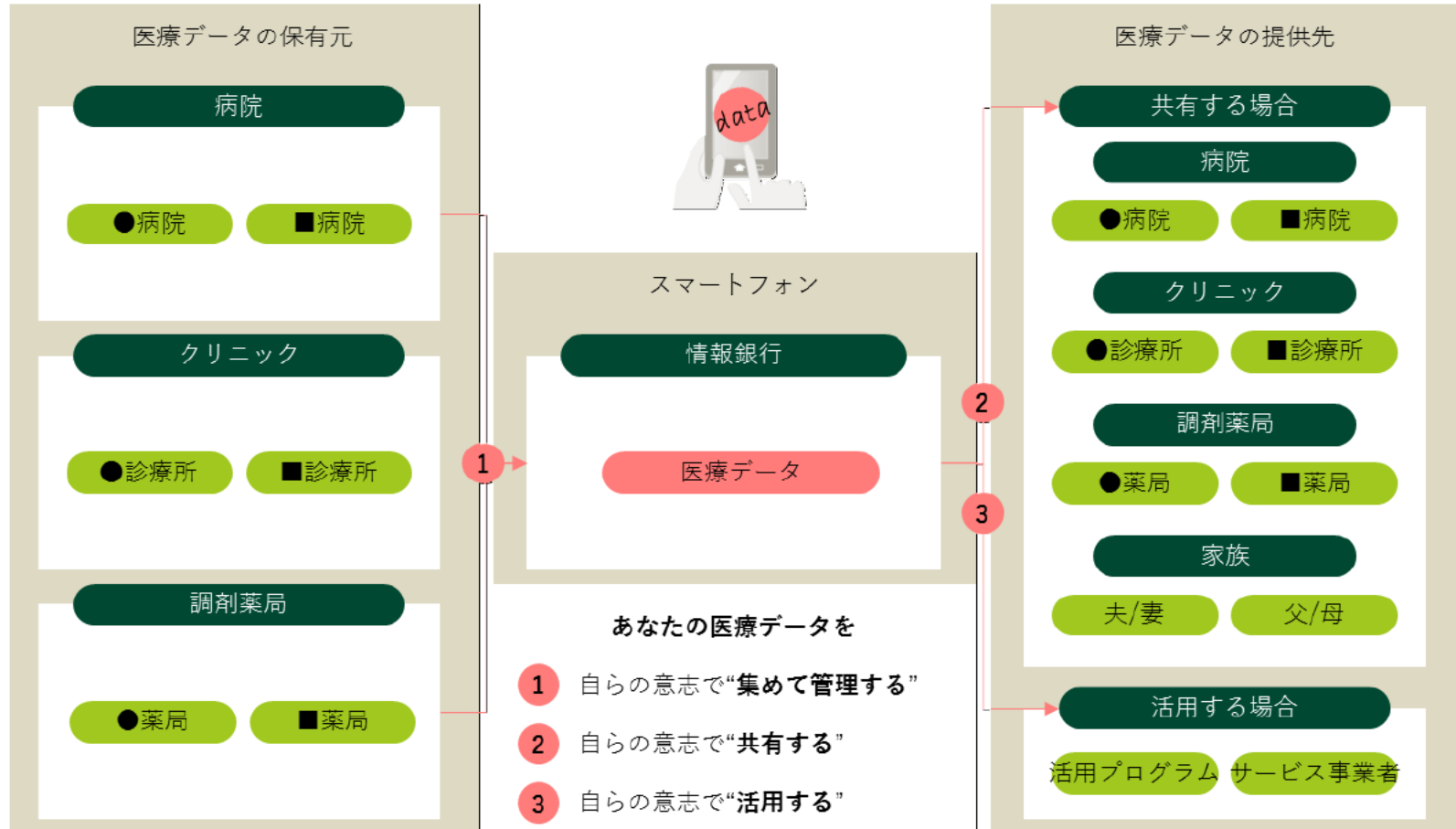
## 株式会社三井住友銀行

## 情報信託機能を用いた個人起点での医療データ利活用実証事業【ヘルスケア】

## 1. 事業の全体像

提案者	(株)三井住友銀行、(株)日本総合研究所、(国)大阪大学 医学部附属病院																				
対象分野	ヘルスケア(医療データ)																				
実施地域	大阪府吹田市																				
事業概要	<p>➢ 本実証事業では、個人が自らの意志で自身の医療データを取り扱い、その成果を享受し、豊かな生活実現を実現するための場を提供する「情報銀行」の在り方を検討/実証する事を目的とする。</p> <p>➢ ポイントは現状各医療機関が保有する医療データを、①個人に返すことにより、②個人の意思に基づく医療データの共有を可能とし医療サービスの質と効率性を向上させること、③個人が自らの意思でデータを利活用し便益を得ること。</p>																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>健診・人間ドッグ</th> <th>かかりつけ医の診療</th> <th>急性期医療・高度先進医療</th> <th>処方薬の調剤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療機関/薬局</td> <td>健診センター等 検査</td> <td>クリニック 検査・診療 紹介状作成</td> <td>中核病院 検査・診療 処方</td> <td>調剤薬局 調剤</td> </tr> <tr> <td>個人(患者)</td> <td>検査結果①</td> <td>紹介状 検査結果①</td> <td>自動連携</td> <td>薬 薬情報①</td> </tr> <tr> <td>情報銀行</td> <td>検査結果①</td> <td>検査結果② 検査結果①</td> <td>処方箋① 検査結果③ 検査結果② 検査結果①</td> <td>薬情報① 処方箋① 検査結果③ 検査結果② 検査結果①</td> </tr> </tbody> </table>		健診・人間ドッグ	かかりつけ医の診療	急性期医療・高度先進医療	処方薬の調剤	医療機関/薬局	健診センター等 検査	クリニック 検査・診療 紹介状作成	中核病院 検査・診療 処方	調剤薬局 調剤	個人(患者)	検査結果①	紹介状 検査結果①	自動連携	薬 薬情報①	情報銀行	検査結果①	検査結果② 検査結果①	処方箋① 検査結果③ 検査結果② 検査結果①	薬情報① 処方箋① 検査結果③ 検査結果② 検査結果①
	健診・人間ドッグ	かかりつけ医の診療	急性期医療・高度先進医療	処方薬の調剤																	
医療機関/薬局	健診センター等 検査	クリニック 検査・診療 紹介状作成	中核病院 検査・診療 処方	調剤薬局 調剤																	
個人(患者)	検査結果①	紹介状 検査結果①	自動連携	薬 薬情報①																	
情報銀行	検査結果①	検査結果② 検査結果①	処方箋① 検査結果③ 検査結果② 検査結果①	薬情報① 処方箋① 検査結果③ 検査結果② 検査結果①																	

## 【全体概要図】



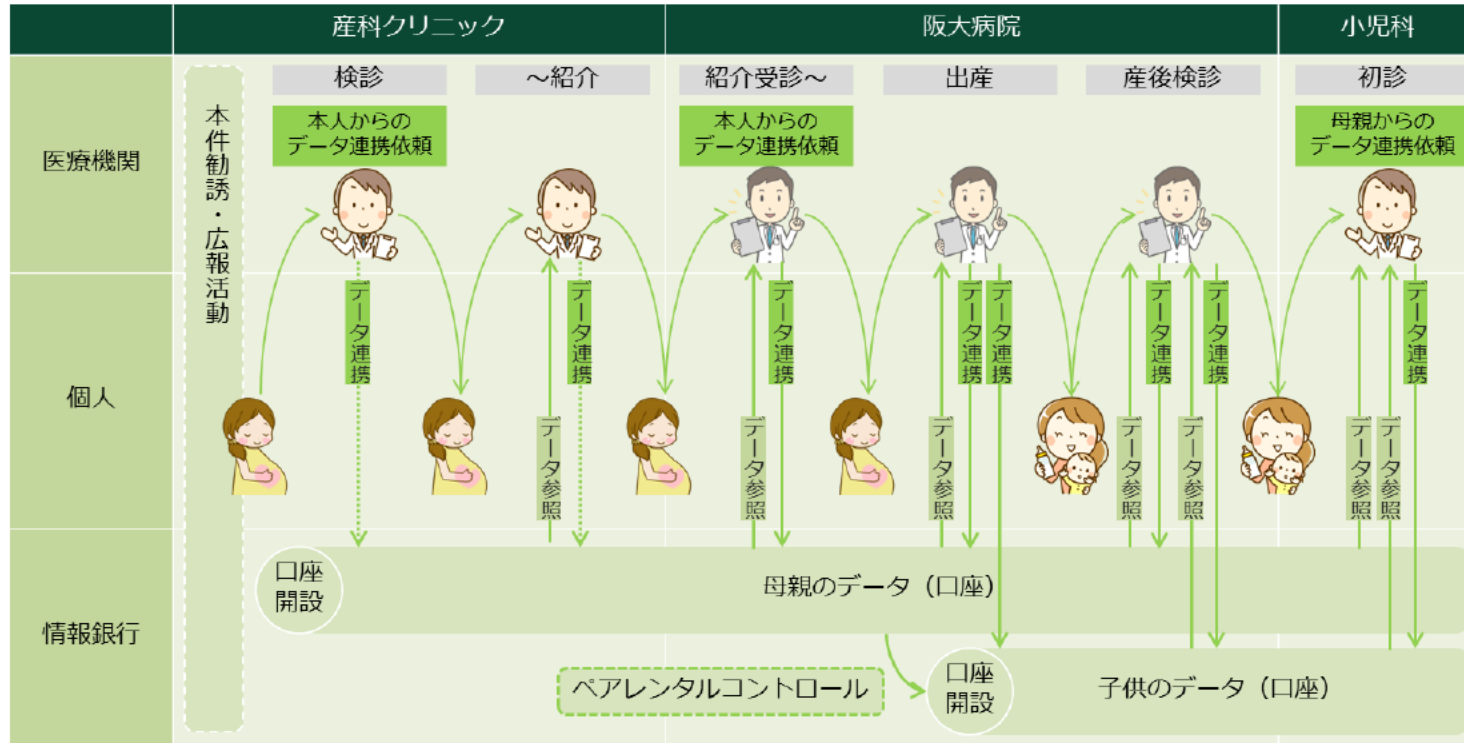
## 2. 実施体制・役割分担

分類	担い手と役割
個人	✓ (国)大阪大学 医学部附属病院を受診中の妊婦さん
情報銀行	✓ (株)三井住友銀行
情報提供元	✓ (国)大阪大学 医学部附属病院 ✓ 対象となる医療データは <ul style="list-style-type: none"> <li>● 禁忌・アレルギー情報(薬剤、食物、その他)</li> <li>● 血液検査等の検査結果</li> <li>● 処方箋情報</li> <li>● 感染症情報</li> <li>● その他カルテに記録されている診療に関する情報</li> </ul>
提供先第三者	✓ 医療機関: 当該個人に対する診療時等に活用
その他	なし

## 3. データの流通・受け渡し方法及びセキュリティ体制

## 【データの流通に関する概要図】

- 医療データを管理するシステム、スマートフォン向けアプリケーション等については、三井住友銀行がNECからサービスのかたちで提供を受けている。
- NECのデータセンターやシステムは、セキュリティ管理や個人情報の取扱いに関する国際規格に準拠して、厳格な運用管理、サービス提供を行っている。また、ISO/IEC 27001:2013 / JIS Q 27001:2014 を取得、プライバシーマークの認定（登録番号21000055）も受けている。
- 阪大病院から本実証環境へのデータ連携においては、ファイアウォールにより外部から阪大病院内部への通信を遮断していることに加え、通信経路上はVPN通信とSSL暗号化を併用している。
- なりすまし等の不正ログイン防止の為に、パスワード認証に加えて、個人の電話番号宛のSMS（ショートメッセージサービス）を利用した追加認証を行う。



## 4. ビジネスモデル(将来イメージ)

ビジネスモデル  
の特徴

- ▶ 初期段階においては利用者個人に対する月額課金によるマネタイズを目指す。

## 【ビジネスモデル(イメージ)】



## 5. ビジネスモデルの実装に向けた課題と対応策

## (1) 情報信託機能を導入する者に必要な要件に関する課題と対応策

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認定指針ver1.0は、基本的にミニマムスタンダードという認識であり、セキュリティ的にクリアすることは当然と考えているが、銀行業界では、ISMSやPマークはとっていないのが一般的であり、若干ギャップは感じている(セキュリティ的に不十分ということではなく、準拠するものが異なっている)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 認定を取る場合は、銀行業本体と切り離して事業を行う必要があると想定される(銀行業法上も関連する可能性がある)。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 例えばデータセットの記名有無だけでも、プライバシーリスクの程度は大きく変わる。法的には一律で「個人情報」とされてしまっているが、運用上はプライバシーセキュリティの高低をつける対応が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ データの内容や提供形態によってリスクは異なるため、きちんとデータを仕分けしてから検討をはじめることが必要。特に医療分野ではマストの対応である。本実証では、取扱いを予定するすべてのデータについて、医師に仕分けをしてもらっている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報信託機能が、個人の任意代理としてデータの授受にかかわることは、法律上難しい。これは、データポータビリティがないために発生している課題である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 本実証では、阪大病院から情報信託機能に対し、受付業務を委託してもらう形で対応している。 ※ただ、個人から本人同意をとって情報を扱いながら、さらに病院側からも業務委託を受けると、利益相反にならないかという懸念もある。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市立病院では各自治体の条例に対応する必要があるなど、医療機関によって対応すべき制度が異なることが課題。特に条例については、自治体によって診療情報の取扱いのための手続きが異なり、自治体によっては調整だけで半年かかることが想定されたケースもある。</li> </ul>	—

## (2) 情報信託機能を含むビジネスモデルに関する課題と対応策

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人から利用料をとるようなモデルに対するニーズの検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 本実証で対象とする妊婦さんのほか、既往歴のある方(特に循環器など生命にかかわるもの)の予後管理などにはニーズがあるのではないかと考えており、今後の検証課題である。</li> </ul>



### (3) 関係者とのルール形成に関する課題と対応策

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認定指針ver1.0や3省3ガイドラインでも、責任分界については十分な記載がなされていない。なにかしらのガイドラインで言及してもらったほうが、事業者としては対応方針が立てやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 本実証では、誰が漏えいの「原因」となったかで責任分界している。結論は協議で決めることになっている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第三者提供する場合に、本当にその相手にデータを提供して、セキュリティ上問題ないかという問題がある。 例えば、中小事業者は医療データのような漏えいリスクの高い情報は受け取れないのではないか。また、大企業でも相当の覚悟のうえで受け取らなければならないことに加え、要配慮個人情報を取り扱ってはいけない、というセキュリティポリシーが定められているケースも多いと想定される。 直接データを受け取らなくても、蓄積されたデータを利活用できるような方法がないと利用は広まらないのではないかと思っている。データを相手に渡すこと前提では、利用者が相当限定的になることが想定されるため、利活用に向けて工夫が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ データのアナリティクスやインテグレーションも情報信託機能のサービスメニューに入れていく必要があるのではないか。クラウド上でのサービス提供や、分析等サービスを、第三者から委託してもらうなど。 ※サンドボックスのアナリティクスサービスのようなイメージ。</li> </ul>

### (4) 消費者との契約に関する課題と対応策

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 損害賠償対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 個人との間では、モデル約款どおりの契約を締結する予定であり、損害賠償対応については、損害額が決まらなくても保証する旨の規定も入れている。なお、本実証において、情報信託機能向けの損害賠償保険パッケージの作成も試行(三井住友海上に委託)。</li> </ul>

## (5) その他の課題と対応策(テーマ固有の課題を含む)

## 課題(または留意点)

- 医療機関側が患者に提供しても問題ないとする情報と、本人に開示すべきでない情報(産婦人科では、胎児の性別情報(産み分けによる中絶の問題があるため)や虐待スクリーニング情報等)がある。個人の「自分の情報を知りたい」というニーズと折り合いをつける必要がある。

## 対応策(または対応案や方針等)

- ✓ 今回の実証の対象とはせず、「患者本人は閲覧できず、医師のみ閲覧できるデータ」の是非を含めて検討を継続。